

湯梨浜町上下水道料金検討委員会



第 1 回

令和元年11月19日(火)午後7時00分～
湯梨浜町役場 第1・2会議室



○湯梨浜町上下水道料金検討委員会設置要綱

平成29年6月13日
訓令第8号

（設置）

第1条 湯梨浜町における適正な水道料金、簡易水道料金、下水道使用料及び農業集落排水処理施設使用料（以下「料金」という。）を検討するため、湯梨浜町上下水道料金検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 委員会は、適正な料金を設定するために必要な事項について検討し、町長に意見を述べるものとする。

（組織）

第3条 委員会は、委員10名以内で組織する。

2 委員は、適正な料金に関し学識経験を有する者その他、町長が適当と認める者のうちから、町長が委嘱する。

3 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

（任期）

第4条 委員の任期は、適正な料金の検討設定が終了するまでとする。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（職務）

第5条 委員長は会務を統括し、委員会を代表する。

2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

2 委員会の会議に、必要に応じて委員以外の者に出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

（事務局）

第7条 委員会の事務局は、建設水道課に置く。

（その他）

第8条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

湯梨浜町上下水道料金検討委員会

(任期:委嘱の日～令和2年3月31日まで)

	構成	委員名	性別	所属	備考
1	学識経験者	千熊 洋子	女	湯梨浜町女性団体連絡協議会	東郷地域
2	学識経験者	川口 光彰	男	湯梨浜町商工会	羽合地域
3	学識経験者	山柘 美鶴	女	湯梨浜町商工会	東郷地域
4	学識経験者	水野 彰	男	湯梨浜町高齢者クラブ連合会	羽合地域
5	学識経験者	谷岡 貞幸	男	湯梨浜町農業委員会	泊地域
6	学識経験者	朝倉 仁実	女	保護者代表	羽合地域
7	学識経験者	松田 武志	男	保護者代表	泊地域
8	学識経験者	千熊 一弘	男	保護者代表	東郷地域

湯梨浜町水道料金・下水道使用料等改定（変遷）

① 平成16年10月1日	町村合併に伴う料金改定（統一料金） ・水道事業（羽合・東郷） ・簡易水道事業（泊） ※下水道使用料及び集落排水施設使用料は未改定
② 平成21年4月1日	<u>料金改定（上下水道料金体系の見直し）</u>
③ 平成26年4月1日	消費税増税に伴う税率改定（5%→8%）
④ 令和元年10月1日	消費税増税に伴う税率改定（8%→10%）

料金改定となった場合、平成21年4月以来、11年ぶりの改定となる。

水道事業 今後の展開は

問 民間委託も可能になったが、今後の水道事業の展開は。

答 水道管の布設替えを含め、更新計画を立てたい。民間委託は考えていない。令和4年度には赤字経営になりかねない。当面3～5年の計画で事業展開したい。料金改定を含め、検討委員会設置をし、十分検討したい。

問 人口減少の中で、インフラ投資と料金改定、広域化をどうするの。

答 中部の人口減少は、上下水道料金に跳ね返る問題、農業集落排水を公共下水に連結させることも早急に検討しなければならない。広域連携は、県が中心となり、東・中・西部で協議会をつくり検討が開始された。



水道管(耐震管)布設工事状況



現状のままでは収支バランスが崩れると試算されている米子市水道局(上)と市下水道部の庁舎(コラージュ)

米子市上下水道ピンチ

人口減少と節水機器普及 健全経営困難に

米子市の市民生活を支える上下水道事業が人口減少や節水機器の普及により、現状のままでは健全な経営が困難になると見通されている。水道局の資金残高は5年後にマイナスになるとの試算に基づき資金調達の手段を模索しなければならず、下水道事業は市が民間委託の可能性を探る考えだ。

市水道局によると、2027年の給水量は1日平均約5万8千立方メートルと17年より4千立方メートル減の見通し。老朽化した水道管や施設の更新投資で企業債の発行を最低限に抑えた場合、24年の資金残高はマイナス9千万円となると試算する。

下水道は内浜処理場(同市安倍)の一部と中央ポンプ場(同市内町)が50年の耐用年数に迫り、更新時期

のピークを迎える。将来の維持管理について検討を重ね、包括的民間委託を導入した場合のコスト縮減を含めた効果と現行体制を拡充した場合を比較する。

開会中の市議会9月定例会で、執行部は両事業の見通しの厳しさを吐露した。

細川庸一郎水道局長は、契約電力の見直しなどコスト削減に努めるとした上で、消費税増税時を除いて1994年から改定していない水道料金に触れ「まずは事業の効率化を進め、併せて料金制度のあり方を検討する」と述べた。

矢木茂生下水道部長は、施設の更新改築費の増加で今後は財政負担が膨らむと推計。下水道の新規整備が収入増の要因だが、大幅増は見込めないとして「数年後には収支の均衡を保つことが困難になる」とした。

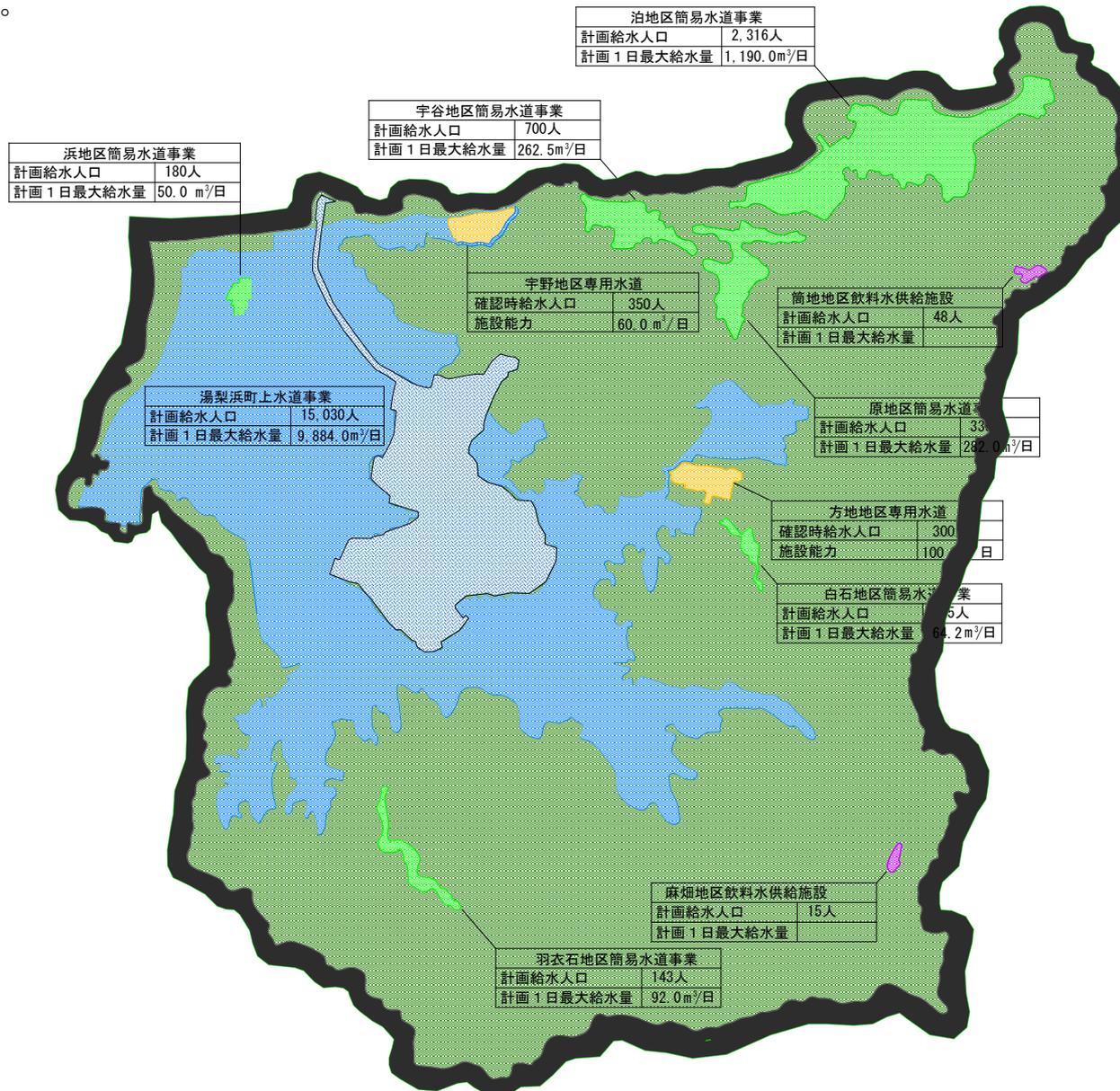
(田子普樹)

水道料金

(水道事業・簡易水道事業)

湯梨浜町の水道の給水区域

湯梨浜町の水道事業は1上水道事業、6簡易水道事業、2飲料水供給施設、2専用水道事業で町内を網羅しています。羽合地域及び統合地域の大部分をカバーする湯梨浜町水道事業と、泊地域の3簡易水道事業及び1飲料水供給事業を町が管理運営しており、その他地域で管理運営される事業と合わせ、地域住民に安心・安全な水を供給しています。



水道料金の改定について(上水道)

基本方針

～未来につなげる湯梨浜の上下水道～

「安全で快適な上下水道サービスを、持続的・安定的に提供する」

・料金算定期間は令和元年度を基準として、令和2年度から令和6年度までの5年間とする。

【上水道】

人口減少や節水意識の向上により給水収益は減少傾向と予測され、今後、老朽管路の増加や水道施設の老朽化が進むことから、維持・更新に必要な事業費を確保していくため。

水道に係る主な事業 (R2年度～R6年度) ※R7年度以降も同額の事業費を見込む

●緊急時連絡管整備事業	265,500,000円／5ヶ年
●管路更新耐震化整備事業	403,200,000円／5ヶ年
●老朽化機器・設備取替事業	62,220,000円／5ヶ年
合計	730,920,000円／5ヶ年
<u>うち、実施可能な事業費として年間80,000,000円程度を確保する。</u>	

水道料金の算定について

●水道料金算定の原則

【水道事業独立採算の原則】

- ・公営企業である水道事業の経営は、独立採算が原則

＜事業の経費は、料金収入を柱とする受益者負担で賄うのが原則＞

（地方公営企業法第17条の2第2項）

●料金決定の原則

- ・料金が、能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当なものであること
- ・定率又は定額をもって明確に定められていること
- ・特定の者に対して不当な差別的扱いをするものでないはないこと

（水道法第12条第2項）

●料金算定期間について

水道は、生活に欠かせないものであるため、一定期間大きな変動がなく、安定したものであることが望ましい（水道法施行規則第12条第1項、日本水道協会「水道料金算定要領」）

おおむね3～5年の期間を一区切り

料金体系について[上水道]

基本料金

各水道使用者が水使用の有無にかかわらず徴収される料金。

(使用水量の有無に関わらず、水道使用者に負担をお願いしている料金)

《検針・料金計算収納・量水器関係等》

従量料金

実使用水量に単位水量当たりの単価を乗じて算定し徴収される料金。

(使用水量に応じて、水道使用者に負担をお願いしている料金)

《電気代などの動力費、薬品等》

水道料金



基本料金

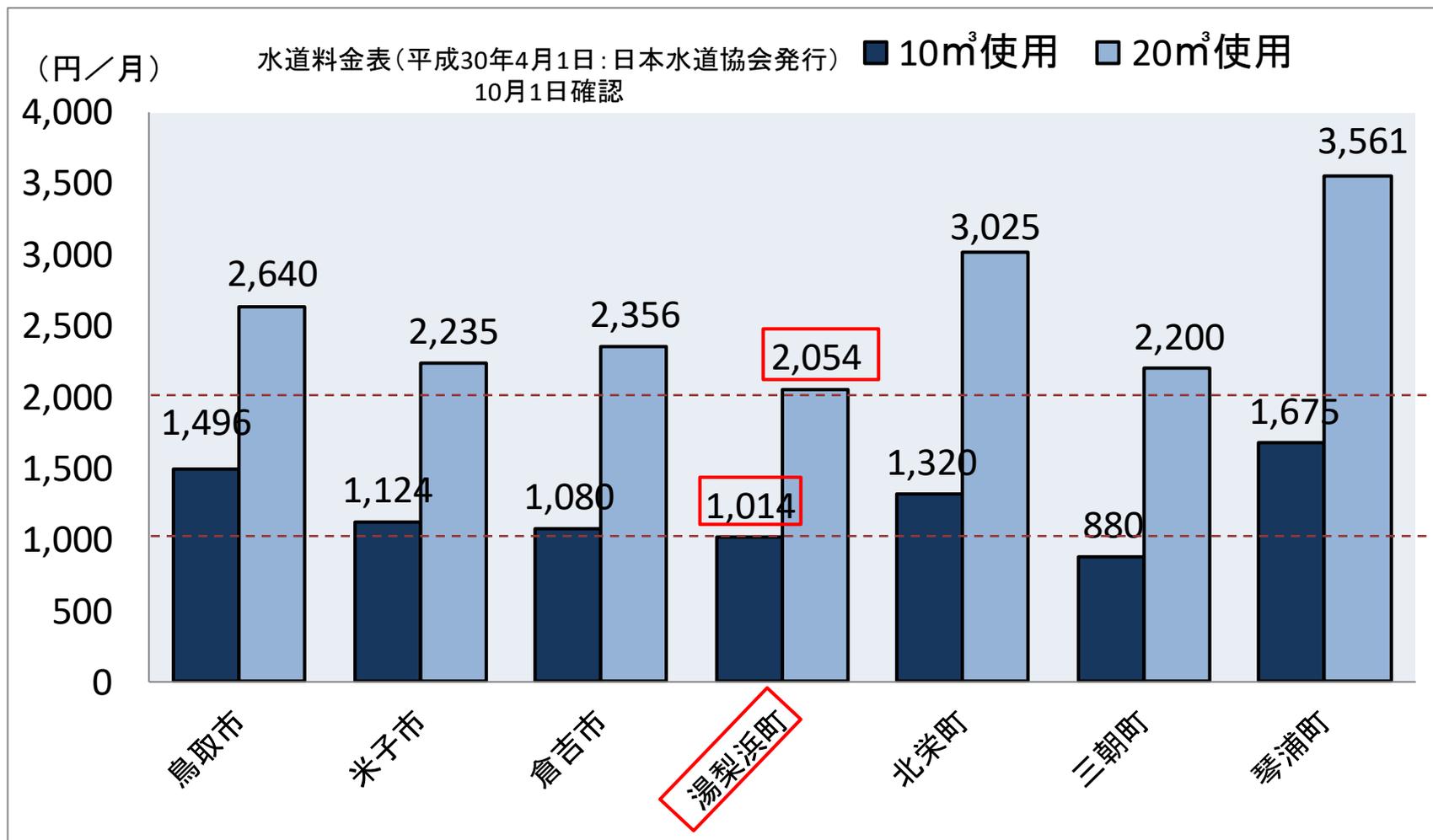


従量料金

口径の大きさに応じた料金

使用水量に応じた料金

水道料金の地域格差（鳥取県、一般家庭用 $\phi 13$ ） [消費税10%含む]



人口の見通し

行政区域内人口の推計では、湯梨浜町人口ビジョン推計値、時系列傾向分析結果、コーホート要因別結果（国立社会保障人口問題研究所の推計値）について比較しました。

そして最も合理的な推計値として、湯梨浜町人口ビジョン推計値を行政区域内人口推計の基準人口として採用し、この結果に基づいて行政区域内人口を算定しました。

その結果、湯梨浜町の行政区域内人口は、平成28年度末の17,024人に対して、平成39年度末には15,824人まで減少する予測となりました。

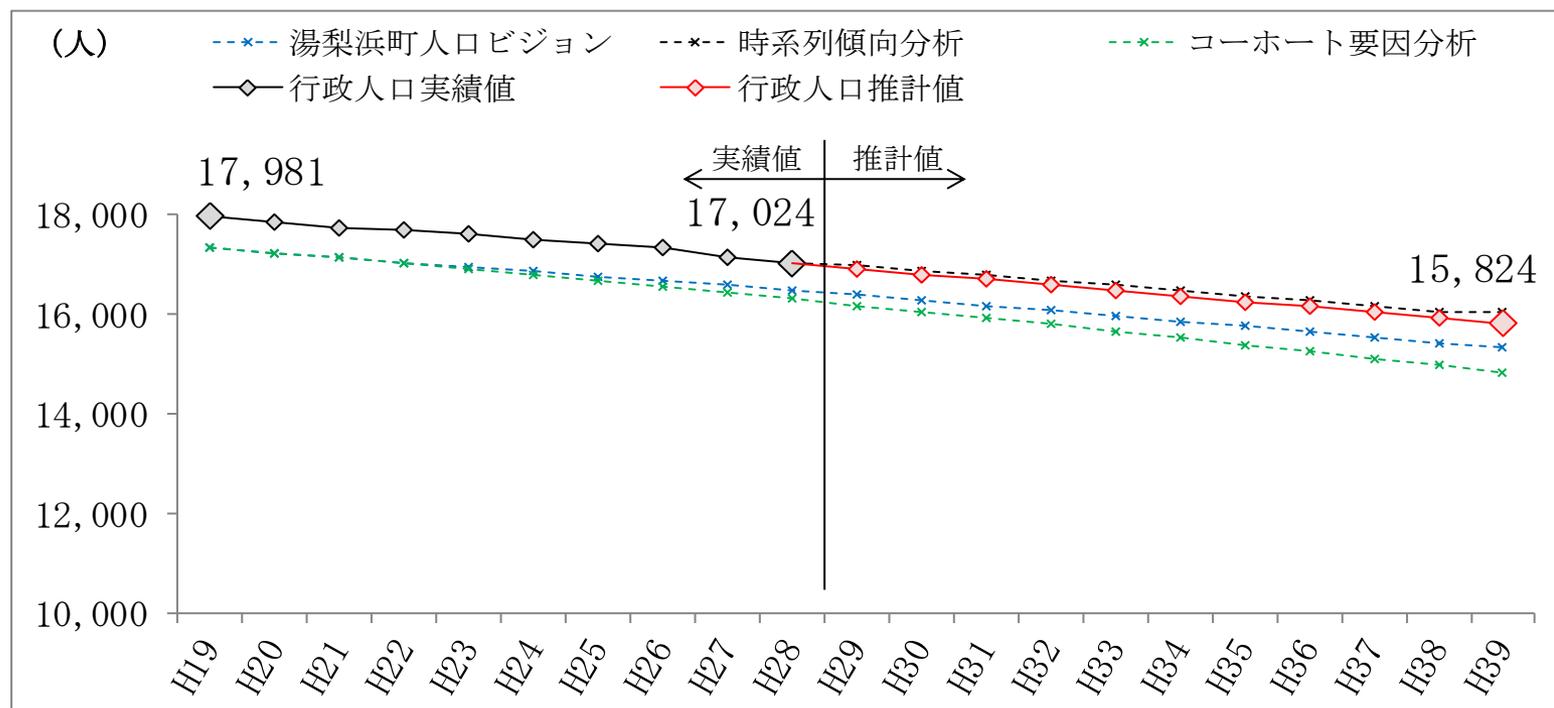


図3-2 行政区域内人口の見通し

※行政区域内人口は、住民基本台帳で統計している数値です。一方、湯梨浜町人口ビジョンは国勢調査結果をベースとして推計した数値です。両数値には調査時期の違いによる数値誤差があるため、湯梨浜町人口ビジョンの推計値は、行政区域内人口算定のための基準人口として位置づけています。

給水区域内人口は、行政区域内人口の変動に比例して推移していくと想定しました。そのうえで給水人口は、給水区域内人口に目標普及率（平成39年度目標値を100%と設定）を乗じて算定しました。

その結果、上水道の給水人口について、平成28年度末の給水人口13,934人が、平成39年度末で13,009人まで減少する予測となりました。

簡易水道の給水人口についても、平成28年度末の給水人口2,534人は、平成39年度末で2,370人まで減少する予測となりました。

一方、給水戸数は核家族化が進行したこともあり、上水道区域では増加傾向にありました。しかし、今後は人口が減少するに従い、緩やかではありますが減少する予測となりました。

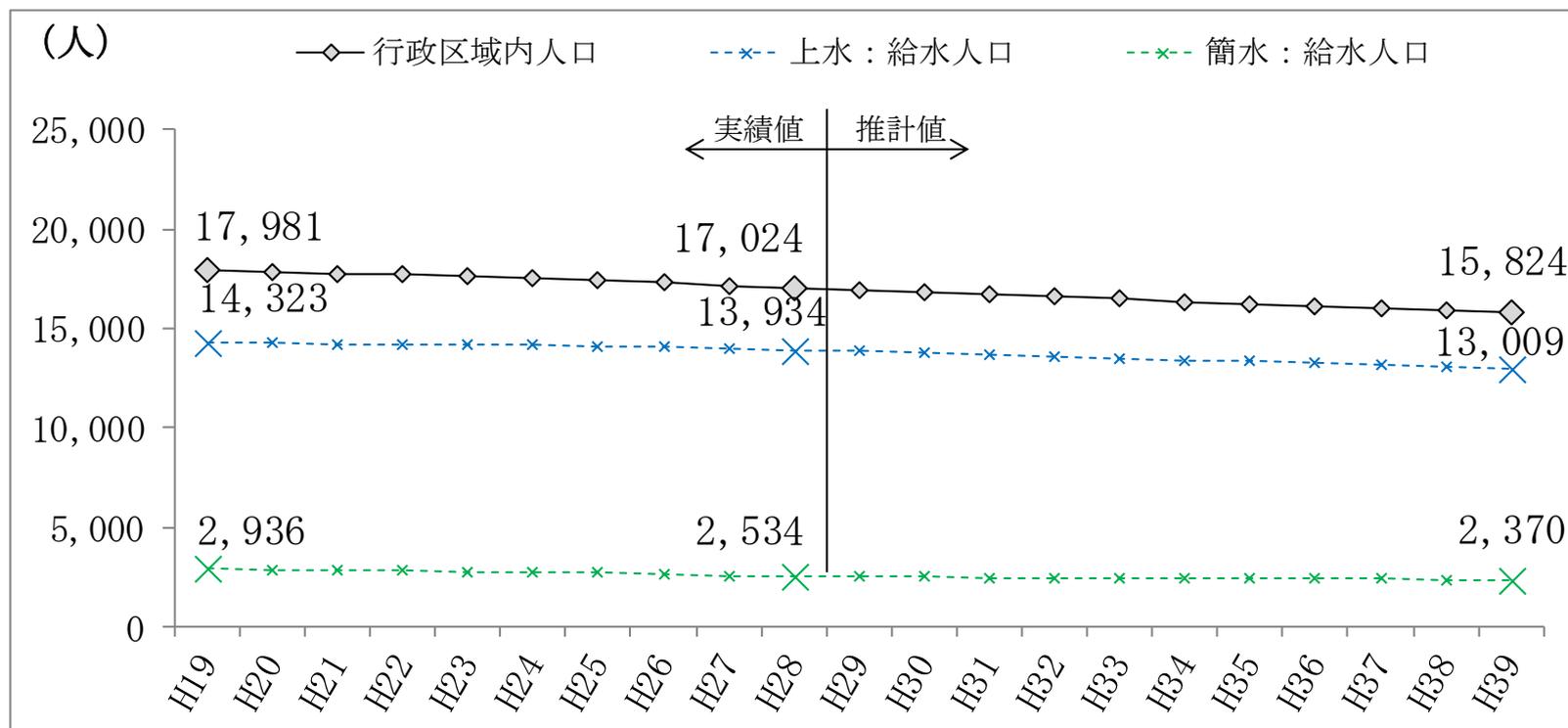


図3-3 上水道及び簡易水道における給水人口の見通し

1日平均給水量及び1日最大給水量は、有収水量（生活用水量や業務・営業用水量、工場用水量）を個別に推計したうえで、これに有収率と負荷率を乗じて算定しました。

その結果、1日平均給水量及び1日最大給水量は、給水人口と同様に減少傾向で推移する予測となりました。

上水道の1日最大給水量は、平成28年度末7,866 m^3 /日が、平成39年度末までに6,165 m^3 /日まで減少する予測となりました。

一方、簡易水道の1日最大給水量は、減少の傾向が少なく、平成28年度末1,073 m^3 /日が、平成39年度末では978 m^3 /日までの減少に留まる予測となりました。

水需要が減少する場合、その影響が給水収益の減少に直結してきます。単純計算となりますが、平成39年度までに、上水道では約21.6%、簡易水道では約8.9%の給水収益が減少すると予想されます。

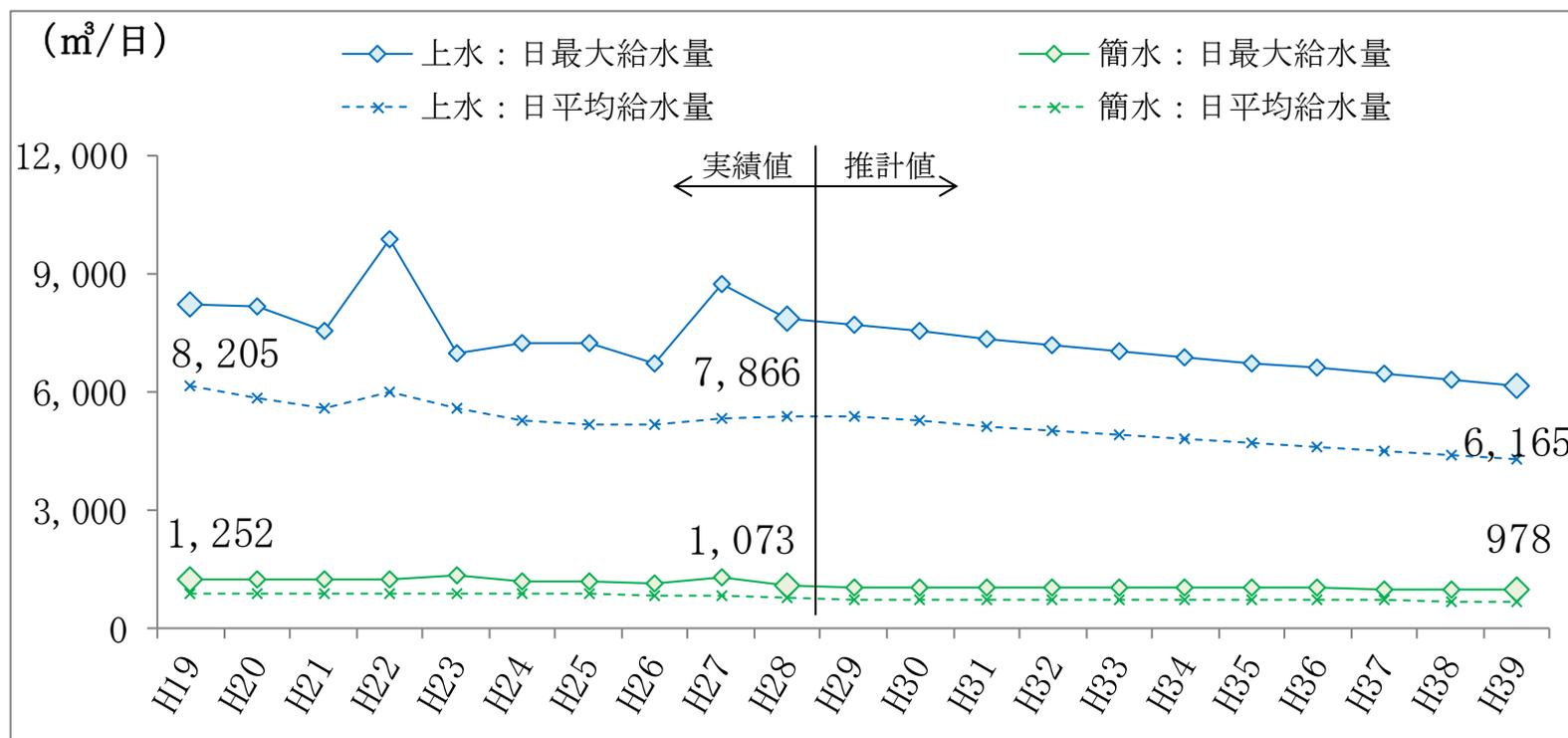
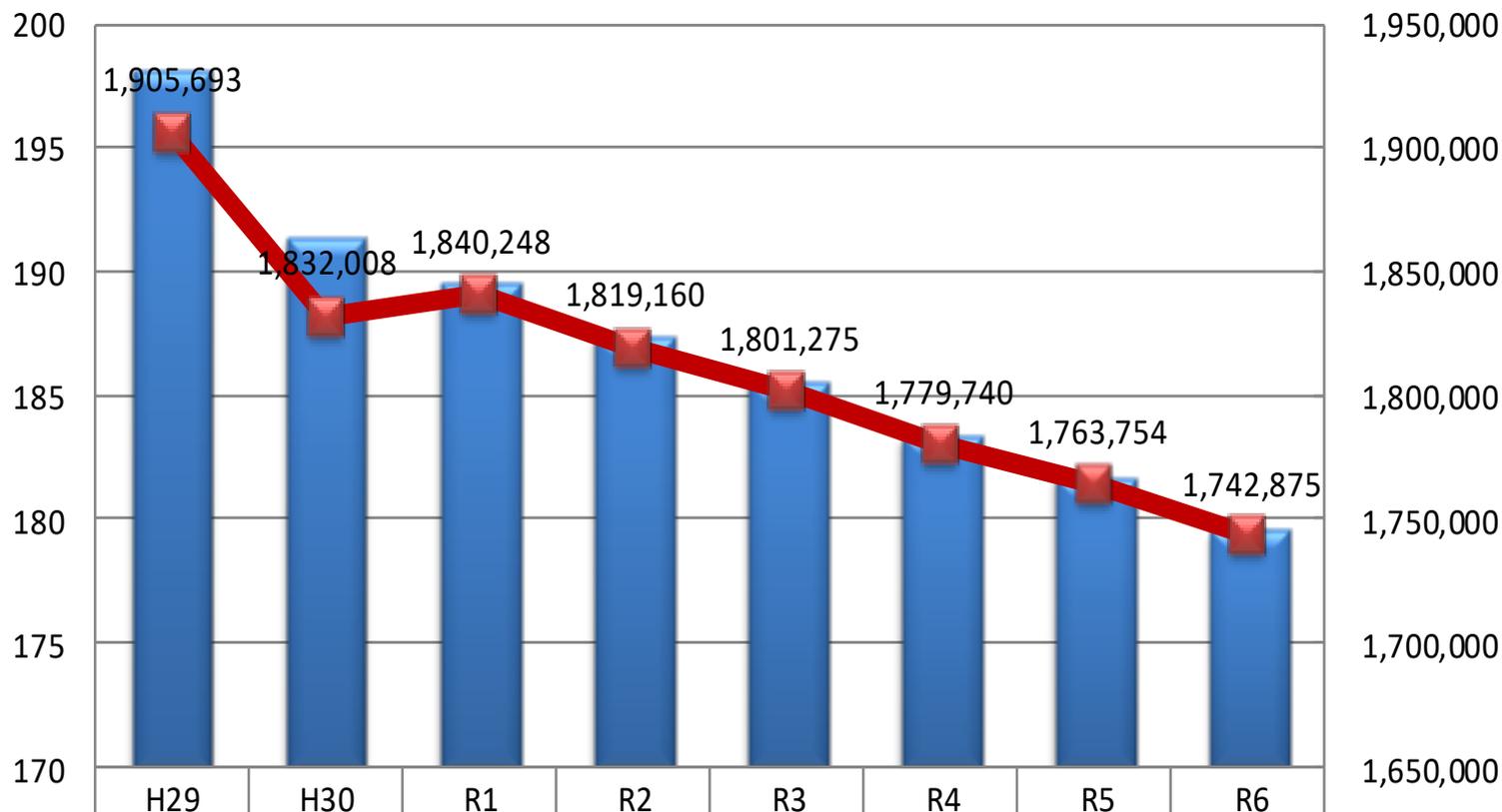


図3-5 湯梨浜町水道における水需要の見通し

水道料金(百万円)

水道料金収入・水道使用量の推移 <<上水+簡水>> 使用水量(m³)



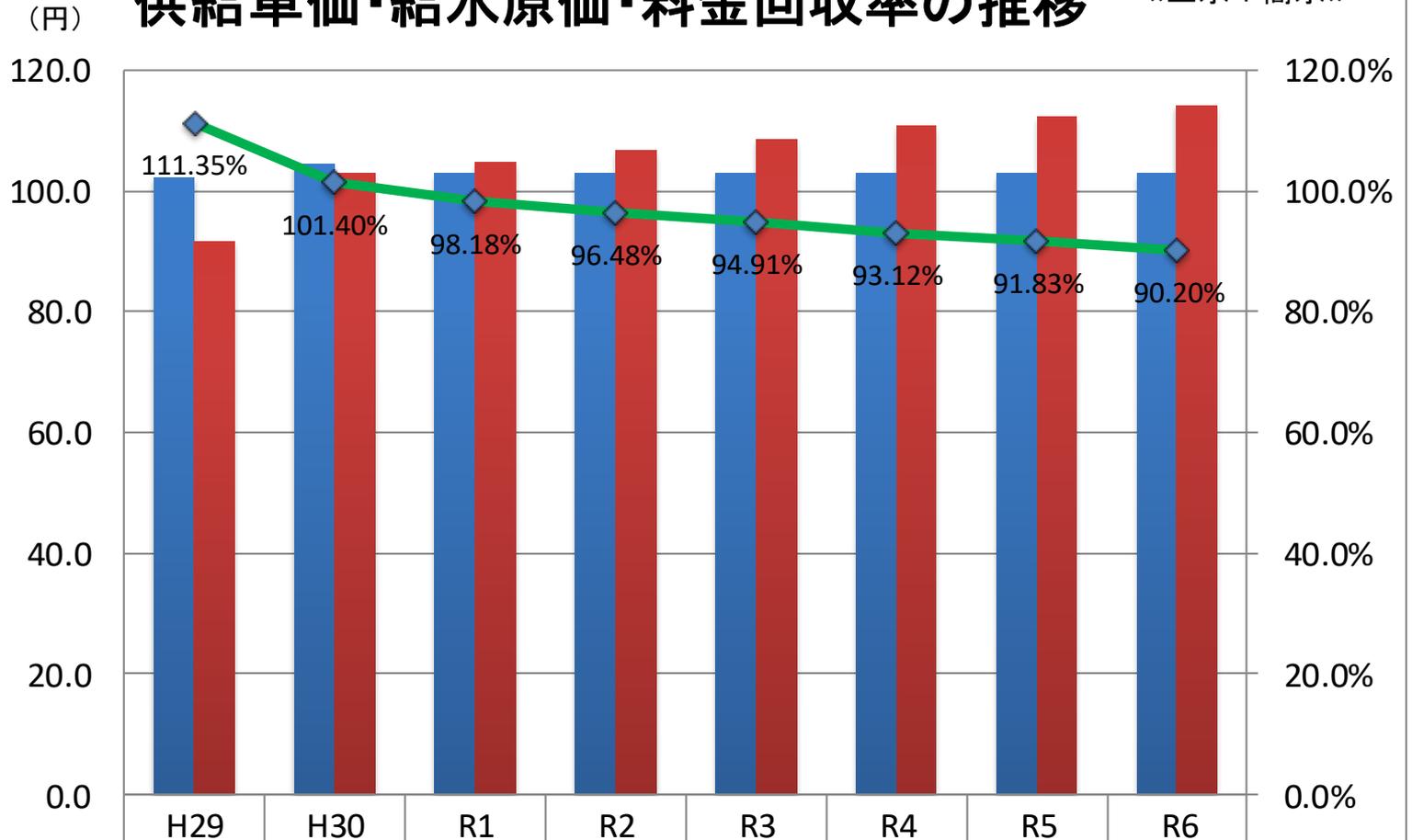
■ 料金収入(千円/年)

■ 有収水量(m³/年)

198,164	191,364	189,545	187,373	185,531	183,313	181,666	179,516
1,905,693	1,832,008	1,840,248	1,819,160	1,801,275	1,779,740	1,763,754	1,742,875

供給単価・給水原価・料金回収率の推移

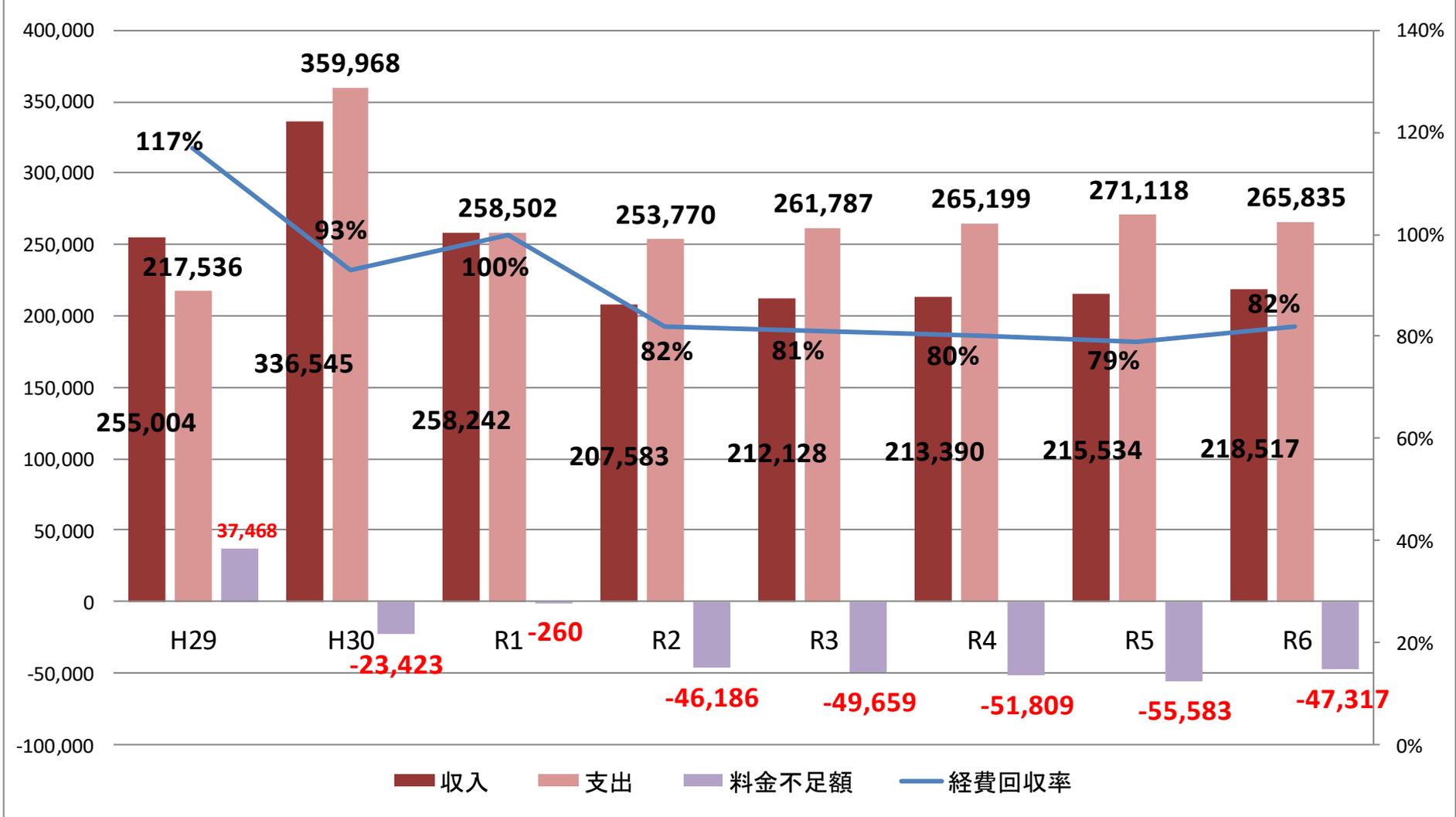
《上水+簡水》



■ 供給単価 (円/m ³)	102.1	104.38	103.0	103.0	103.0	103.0	103.0	103.0
■ 給水原価 (円/m ³)	91.69	102.94	104.9	106.8	108.5	110.6	112.2	114.2
◆ 料金回収率 (%)	111.35%	101.40%	98.18%	96.48%	94.91%	93.12%	91.83%	90.20%

- ・給水にかかる費用のうち、水道料金で回収した割合を示す料金回収率は100%を下回っている。
- ・供給単価が給水原価に対して不足する額は、給水収益以外の収益で賄っている。

水道料金経費回収率と料金不足額



※不足する額250,554千円／5ヶ年(約50,000千円／年)を回収していく。

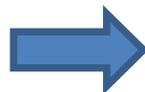
水道料金改定【案①】

※50,000,000円／年を回収する。
建設改良積立金の取り崩しなし。

【案①】・平均改定率 26.7%

◇水道料金(消費税率10%) 現行

基本料金(1ヶ月につき)			超過料金(円)
口径	水量	料金(円)	
13mm	8m ³ まで	806	1m ³ あたり 104
20mm	20m ³ まで	2,200	
25mm	30m ³ まで	3,268	
40mm	50m ³ まで	5,446	
50mm	75m ³ まで	8,589	
75mm	150m ³ まで	16,760	



◇改定後(案①)

基本料金(1ヶ月につき)			超過料金(円)
口径	水量	料金(円)	
13mm	8m ³ まで	1,023	1m ³ あたり 132
20mm	20m ³ まで	2,783	
25mm	30m ³ まで	4,136	
40mm	50m ³ まで	6,886	
50mm	75m ³ まで	10,857	
75mm	150m ³ まで	21,175	

例：口径13mmの場合（一般家庭等）

水量	現行(円)	改定後(円)	差額(円)	増加率	年間差額(円)
10m ³	1,014	1,287	273	26.9%	3,276
20m ³	2,054	2,607	553	26.9%	6,636
30m ³	3,094	3,927	833	26.9%	9,996
40m ³	4,134	5,247	1,113	26.9%	13,356
50m ³	5,174	6,567	1,393	26.9%	16,716

例：口径50mmの場合（事業用等）

水量	現行(円)	改定後(円)	差額(円)	増加率	年間差額(円)
100m ³	11,189	14,157	2,968	26.5%	35,616
200m ³	21,589	27,357	5,768	26.7%	69,216
500m ³	52,789	66,957	14,168	26.8%	170,016
1000m ³	104,789	132,957	28,168	26.9%	338,016
1500m ³	156,789	198,957	42,168	26.9%	506,016

水道料金改定【案②】

※50,000,000円／年のうち40,000,000円を回収する。
建設改良積立金を10,000,000円取り崩す。

【案②】・平均改定率 **19.9%**

◇水道料金(消費税率10%) 現行

基本料金(1ヶ月につき)			超過料金(円)
口径	水量	料金(円)	
13mm	8m ³ まで	806	1m ³ あたり 104
20mm	20m ³ まで	2,200	
25mm	30m ³ まで	3,268	
40mm	50m ³ まで	5,446	
50mm	75m ³ まで	8,589	
75mm	150m ³ まで	16,760	



改定後(案②)

基本料金(1ヶ月につき)			超過料金(円)
口径	水量	料金(円)	
13mm	8m ³ まで	913	1m ³ あたり 132
20mm	20m ³ まで	2,486	
25mm	30m ³ まで	3,685	
40mm	50m ³ まで	6,149	
50mm	75m ³ まで	9,702	
75mm	150m ³ まで	18,931	

例：口径13mmの場合（一般家庭等）

水量	現行(円)	改定後(円)	差額(円)	増加率	年間差額(円)
10m ³	1,014	1,177	163	16.1%	1,956
20m ³	2,054	2,497	443	21.6%	5,316
30m ³	3,094	3,817	723	23.4%	8,676
40m ³	4,134	5,137	1,003	24.3%	12,036
50m ³	5,174	6,457	1,283	24.8%	15,396

例：口径50mmの場合（事業用等）

水量	現行(円)	改定後(円)	差額(円)	増加率	年間差額(円)
100m ³	11,189	13,002	1,813	16.2%	21,756
200m ³	21,589	26,202	4,613	21.4%	55,356
500m ³	52,789	65,802	13,013	24.7%	156,156
1000m ³	104,789	131,802	27,013	25.8%	324,156
1500m ³	156,789	197,802	41,013	26.2%	492,156

水道料金改定【案③】

※50,000,000円／年のうち30,000,000円を回収する。
建設改良積立金を20,000,000円取り崩す。

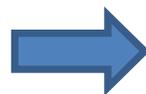
【案③】・平均改定率 13.5%

◇水道料金(消費税率10%) 現行

基本料金(1ヶ月につき)			超過料金(円)
口径	水量	料金(円)	
13mm	8m ³ まで	806	1m ³ あたり 104
20mm	20m ³ まで	2,200	
25mm	30m ³ まで	3,268	
40mm	50m ³ まで	5,446	
50mm	75m ³ まで	8,589	
75mm	150m ³ まで	16,760	

改定後(案③)

基本料金(1ヶ月につき)			超過料金(円)
口径	水量	料金(円)	
13mm	8m ³ まで	806	1m ³ あたり 132
20mm	20m ³ まで	2,200	
25mm	30m ³ まで	3,268	
40mm	50m ³ まで	5,446	
50mm	75m ³ まで	8,589	
75mm	150m ³ まで	16,760	



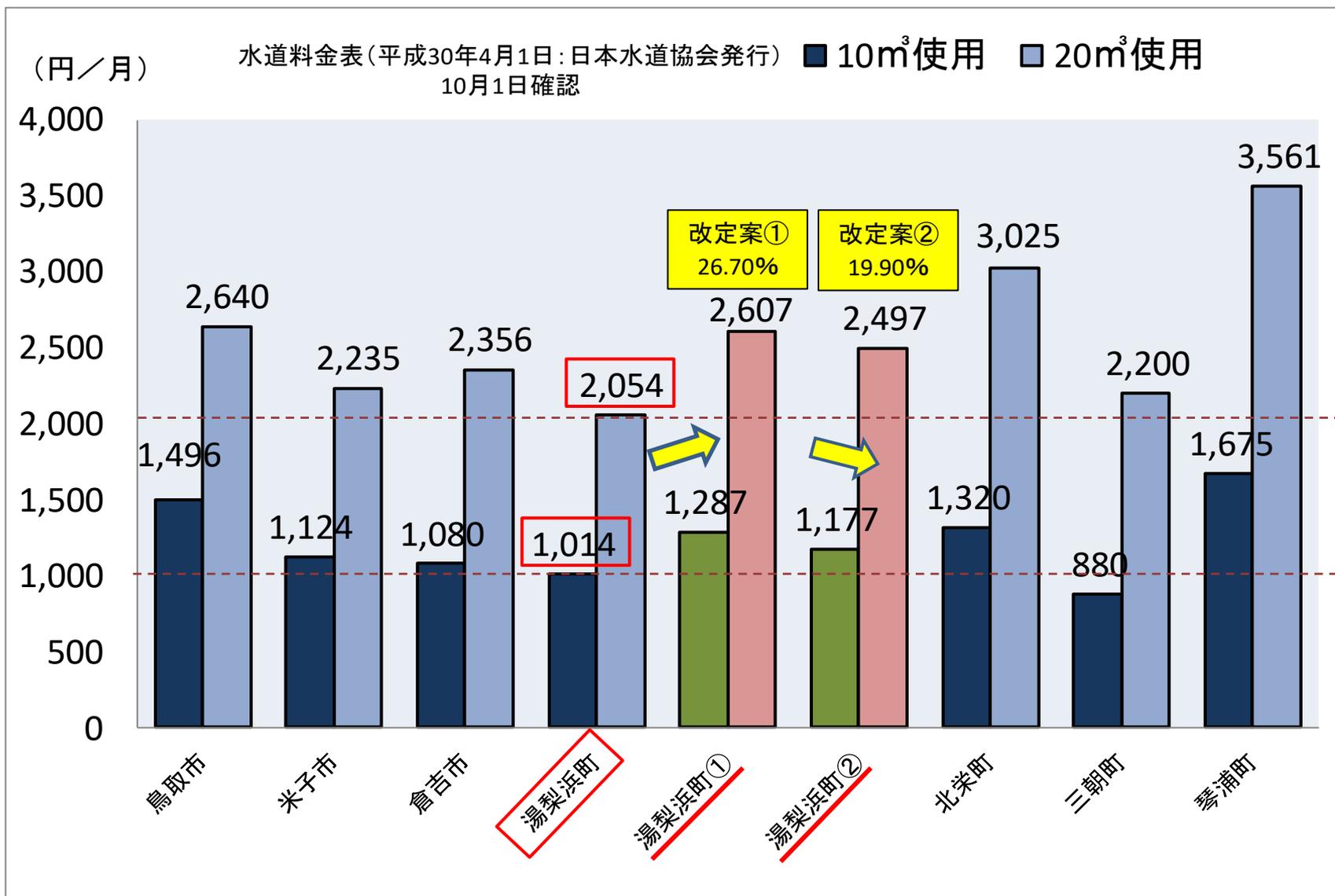
例：口径13mmの場合（一般家庭等）

水量	現行(円)	改定後(円)	差額(円)	増加率	年間差額(円)
10m ³	1,014	1,070	56	5.5%	672
20m ³	2,054	2,390	336	16.4%	4,032
30m ³	3,094	3,710	616	19.9%	7,392
40m ³	4,134	5,030	896	21.7%	10,752
50m ³	5,174	6,350	1,176	22.7%	14,112

例：口径50mmの場合（事業用等）

水量	現行(円)	改定後(円)	差額(円)	増加率	年間差額(円)
100m ³	11,189	11,889	700	6.3%	8,400
200m ³	21,589	25,089	3,500	16.2%	42,000
500m ³	52,789	64,689	11,900	22.5%	142,800
1000m ³	104,789	130,689	25,900	24.7%	310,800
1500m ³	156,789	196,689	39,900	25.4%	478,800

水道料金の地域格差（鳥取県、一般家庭用 $\phi 13$ ） [消費税10%含む]



水道管の漏水修理状況／既存管路(老朽化等)

- ※水道管漏水修理状況によっては長時間の水道断水が発生する場合もある！
- ※停電等によりポンプの稼働ができない場合でも水道断水が起こることも想定される。
- ※河川の氾濫による水源水質事故や水管橋などの破損により復旧に長時間かかることも懸念される。



漏水修繕

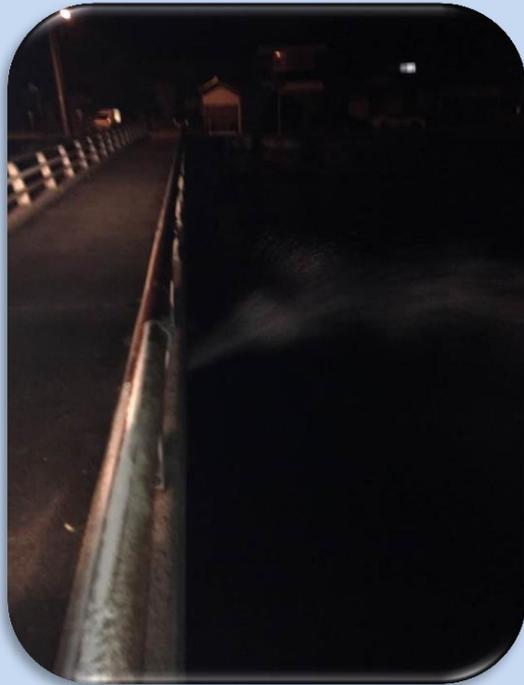


- ・老朽化した水道管は、漏水を引き起こしやすい場合がある。(ビニル管他)

水道管の漏水により・・・ライフラインに深刻な被害をもたらす場合も。。。

- ・有収率の低下の原因となる。
- ・修繕費の増加の原因となる。
- ・濁水(赤水等)の原因となる。
- ・道路等の陥没事故を引き起こす原因でもある。

水道管の漏水修理状況／既存管路(老朽化等)



※水道管の漏水・破損等により、急激な流速の変化によって濁水（赤水等）の発生がある。その場合は、消火栓、排泥弁等の排水作業で対応している。

水道管の漏水修理状況／既存管路(老朽化等)



漏水修繕



破損状況



水道管の漏水修理状況／既存管路(老朽化等)

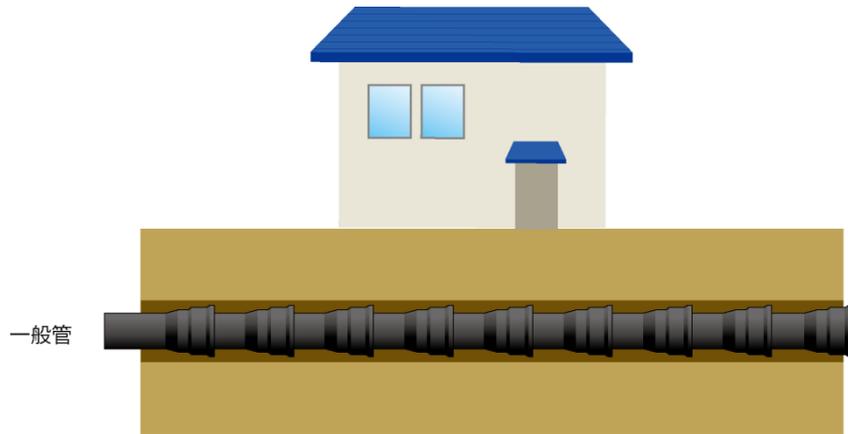


漏水修繕



耐震管・一般管 震災時管路埋設イメージ

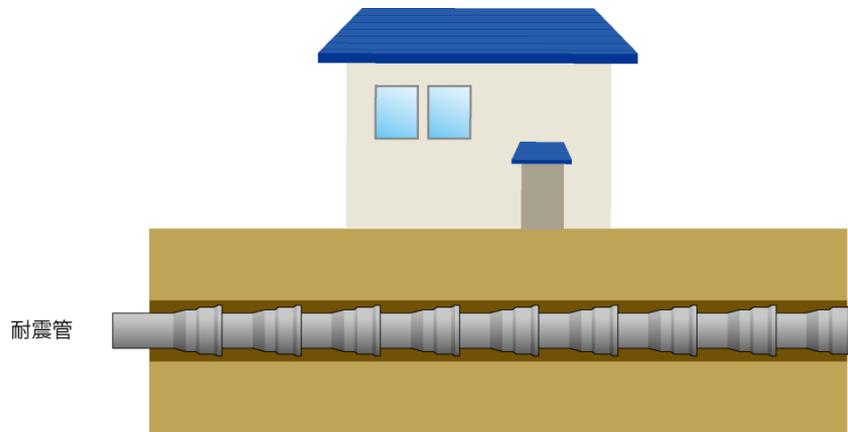
一般管の布設状況



地震などの場合
(接続部分などが**破損あり**)



耐震管の布設状況



地震などの場合
(接続部分などの**破損なし**)

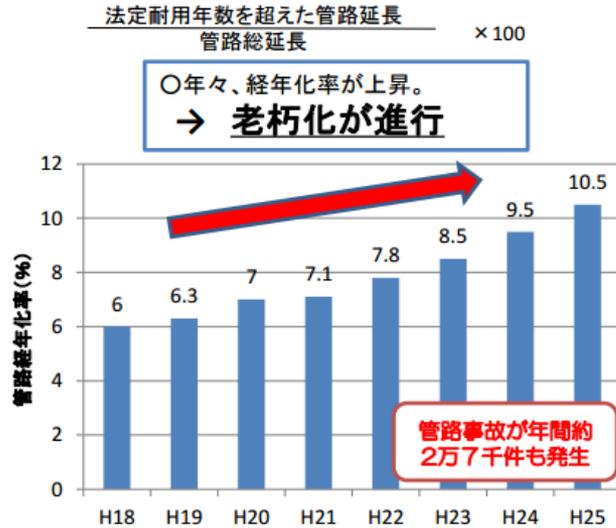


<現状> 水道管路の老朽化が進行

● 全ての管路を更新するのに約130年以上かかる!!

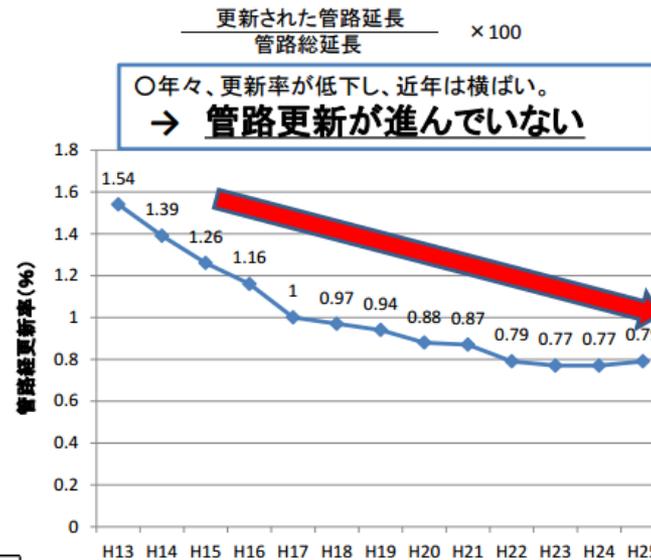
➢ 水道管路は、法定耐用年数が40年であり、高度経済成長期に整備された施設の更新が進まないため、**管路の経年化率（老朽化）は、ますます上昇すると見込まれる。**

管路経年化率 (%)



H25年度	厚生労働大臣認可	都道府県知事認可	全国平均
管路更新率	0.86%	0.64%	0.79%
管路経年化率	12.0%	7.2%	10.5%

管路更新率 (%)



出典：水道統計

5



引用：厚生労働省「水道事業の基盤強化に関する現状と課題について」

注) この資料は事例ですので、これを参考に各水道事業者の実情に合わせて修正してご使用ください。

水道水なら100円程度でどれだけ買えるの！

100円程度で買える量は？



ミネラルウォーターなら…
2ℓペットボトルで1本

水道水なら…
2ℓペットボトルでなんと…
500本分！
※お風呂の浴槽なら4杯分！！



安全でしかも安い水道水ってすごいね！！

※20m³ = 2,000円とした場合

公共下水道使用料 集落排水施設使用料

(公共下水道事業・特定環境保全公共下水道事業・農業集落排水事業・小規模集合排水処理事業)

下水道使用料の改定について(下水道)

基本方針

～未来につなげる湯梨浜の上下水道～

「安全で快適な上下水道サービスを、持続的・安定的に提供する」

・料金算定期間は令和元年度を基準として、令和2年度から令和6年度までの5年間とする。

【下水道】

汚水処理に関する経費(一般会計負担分除く)については、下水道使用料で賄うべきであるとされているが、使用料収入で賄えないことから、不足する部分について一般会計からの繰入金によって補填されている。

この繰入金部分の特別会計への一般会計繰出金を縮減するため。

下水道等に係る主な事業 (R2年度～R6年度)

- ストックマネジメント(長寿命化・老朽化対策)
- 集落排水処理施設の公共下水道への接続
- 公営企業法適用化に向けた資産整理・調査等 → R4年度移行予定

下水道使用料の算定について

●使用料の基本原則

使用料とは、下水道事業の管理運営に係る経費のうち、私費で負担すべき経費を回収するために使用者から徴収するものであり、その徴収根拠及び設定の原則は、下水道法(昭和33年法律第79号。以下「法」という。)第20条に規定されている。

●公費と私費の負担区分と使用料の算定

下水道の整備等に係る私費負担部分については、必ずしもその全部が使用料で賄われているわけではなく、その分一般会計繰入金に頼らざるを得なくなっているのが現状である。今後、私費対象とされているものについては適正に使用料で徴収していく必要があり、使用料の算定に当たっては十分留意する必要がある。

●使用料算定期間の設定

使用料算定期間は、下水道使用料の算定のために使用料対象経費を積算する期間的範囲である。使用料算定期間は一般的には3年から5年程度に設定することが適当である。

おおむね3～5年の期間を一区切り

①基本的考え方

地方公営企業法では、地方公営企業の料金は「公正なものでなければならず、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公企業の健全な運営を確保することができるものでなければならない」(地方公企業法第21条第2項)と定められています。

下水道使用料は、下水道法第20条第1項に基づき、公共下水道管理者が定める条例によって徴収されるものですが、その額については次の基本原則によって定めなければならないとされています。

②経費の負担区分

下水道事業における経費負担区分の基本前提として、管理運営費(資本費と維持管理費)のうち、汚水処理に要するものについては私費、雨水処理に要する経費については公費で負担するという考え方「雨水公費、汚水私費」が確立しています。

ここでいう資本費とは、地方債元利償還金等のことを指します。

下水道事業の私費負担分については、下水道使用料で賄うことを原則としますが、その現状は全部が下水道使用料で賄われているわけではなく、不足分は一般会計繰入金(基準外繰入)に頼らざるを得なくなっているため、私費負担とされているものについては適正に下水道使用料で徴収していく必要があります。

③資本費

資本費とは、地方公営企業法を適用していない湯梨浜町公共下水道事業においては地方債の元金及び利息の償還金等のことを指します。

地方債は建設改良費の財源として借り入れているものであり、地方債の元利償還金に対しては、下水道使用料や受益者負担金・分担金、一般会計繰入金が充当されます。

元利償還金に充当される一般会計繰入金のうち、公費負担分とされる元利償還金に充当されるのが基準内繰入であり、私費負担分とされる元利償還金に充当されるのが基準外繰入となります。

【下水道法】

(使用料)

第20条公共下水道管理者は、条例で定めることにより、公共下水道を使用する者から使用料を徴収することができる。

2使用料は、次の原則によってさだめなければならない。

- 1) 下水の量及び水質その他使用者の使用の態様に応じて妥当なものであること。
- 2) 能率的な管理の下における適正な原価をこえないものであること。
- 3) 定率又は定額をもって明確に定められていること。
- 4) 特定の使用者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

3 (省略)

【地方財政法】

(公営企業の経営)

第6条公営企業で政令で定めるものについては、その経理は、特別会計を設けてこれを行い、その経費は、その性質上当該公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費及び当該公営企業の性質上能率的な経営を行なってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費を除き、当該企業の経営に伴う収入(第5条の規定による地方債による収入を含む。)をもってこれに充てなければならない。但し、災害その他特別の事由がある場合において議会の議決を経たときは、一般会計又は他の特別会計からの繰入による収入をもってこれに充てることができる。

料金体系について[下水道]

基本使用料

汚水排出量に関係なく、下水道事業を行うために必要な固定的経費を回収する使用料として位置づけ
《検針・使用料徴収経費・量水器関係等》

従量使用料

汚水排出量に応じて発生する変動的な経費を回収する使用料として位置づけ
(使用料の増加に応じて使用料単価が高くなる使用料体系)《電気代などの動力費、薬品等》

・使用料が使用水量にかかわらず一律である「基本使用料」と使用水量に応じて支払額が変動する「従量使用料」の2部から構成される使用料制度

下水道使用料



基本使用料



従量使用料

基本水量に応じた料金

使用水量に応じた料金



毎日、どのくらいの水を使ってる？

4人家族で、1日約1,000ℓもの水を使っています。

洗濯やトイレ、お風呂などで使った水は、洗剤や汚れと一緒に流れていきます。つまり、一日1,000ℓもの汚れた水が発生しているのです！

炊事



250ℓ

洗濯



240ℓ

トイレ



210ℓ

お風呂



210ℓ

その他



90ℓ

1人1日あたり 約250ℓ・1ヶ月では約7750ℓ ($7.75\text{m}^3 \div 8\text{m}^3$)
2ℓペットボトルで換算すると4000本必要



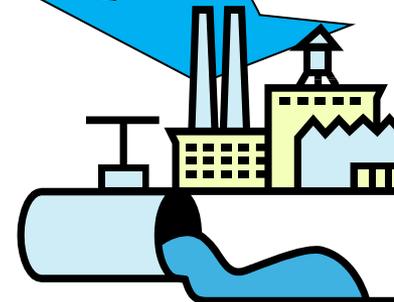
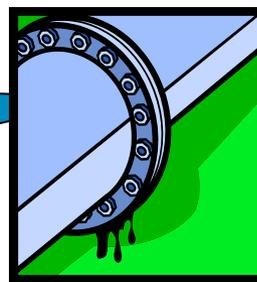
私たちが使った水は、その後どこに行くの？

私たちが使った汚れた水は、地下にある下水道管を通して、“下水処理場”という場所できれいにします。きれいになった水を海や河川等に戻しています。

私たちが使った汚れた水は

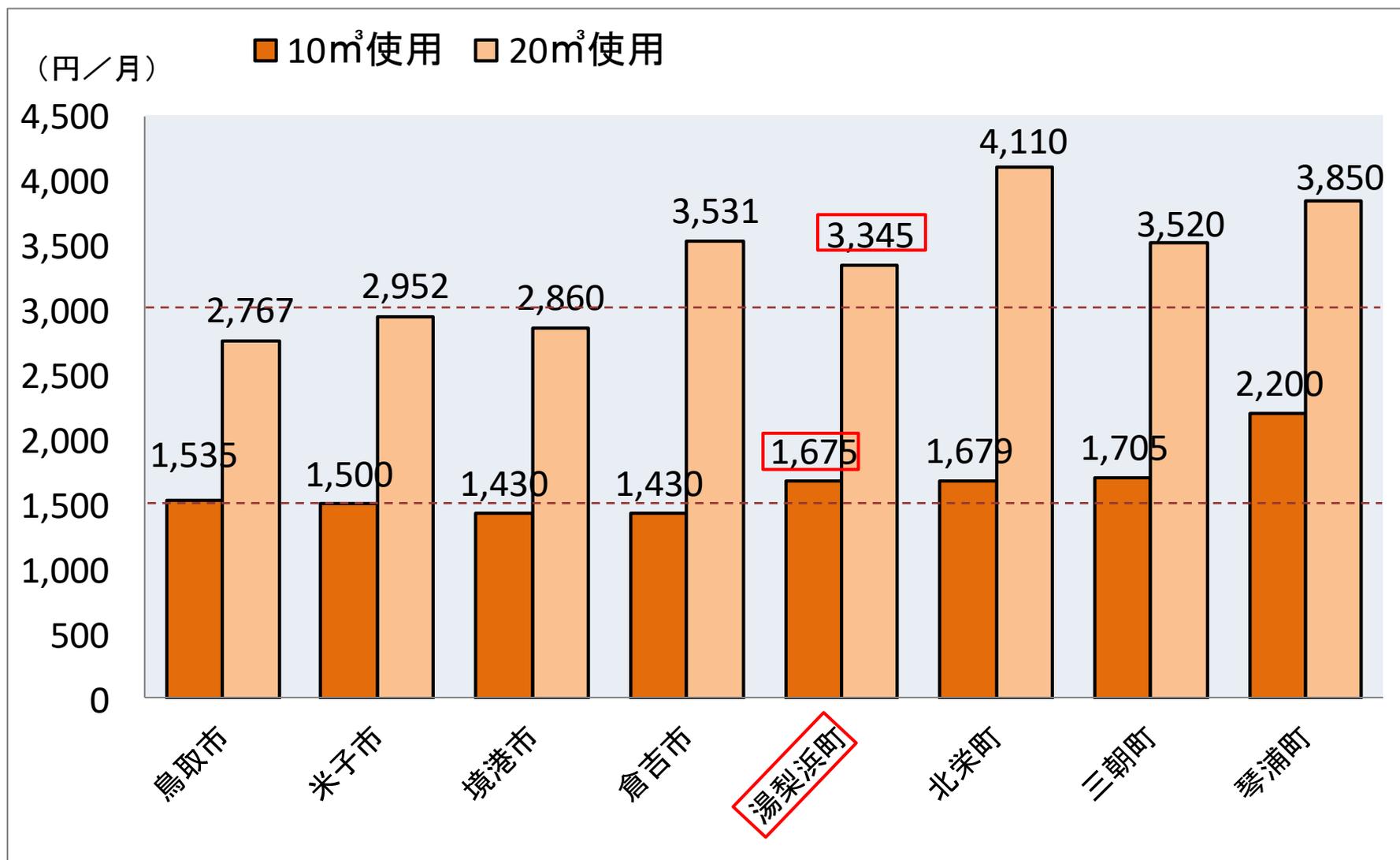


下水道管を通して



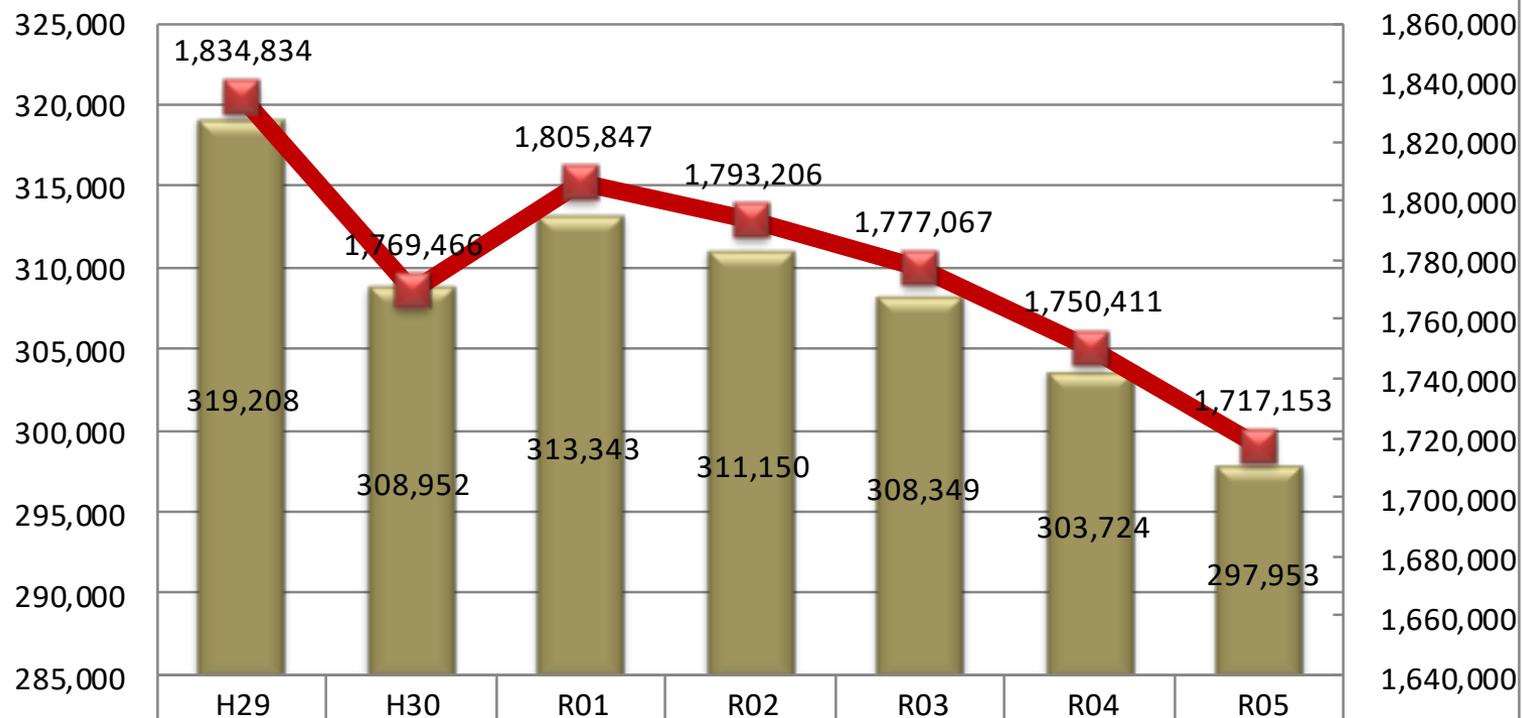
下水処理場できれいにして、海や河川等に戻しています。

下水道使用料の地域格差（鳥取県、一般家庭用） [消費税10%含む]



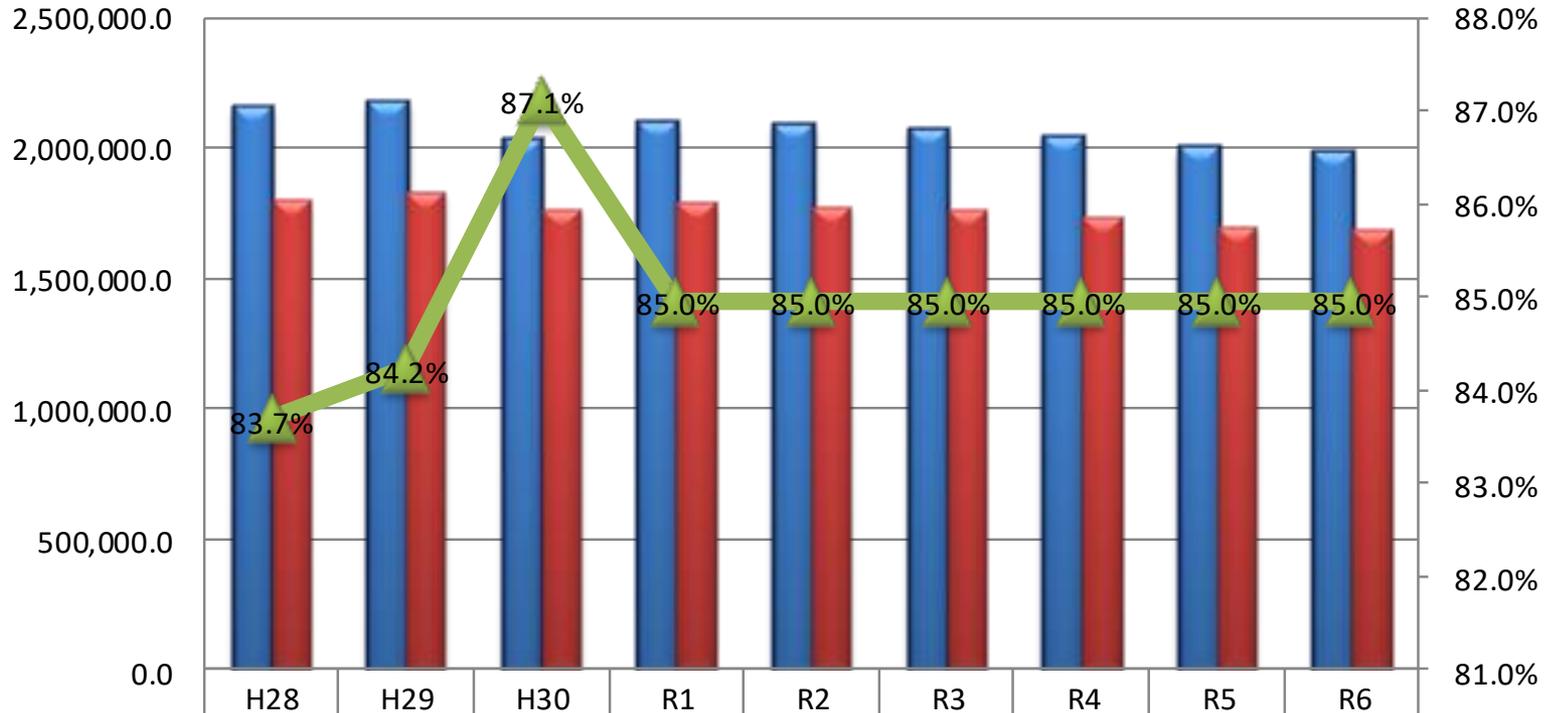
下水道使用料収入・下水道使用量の推移

使用水量(m³)



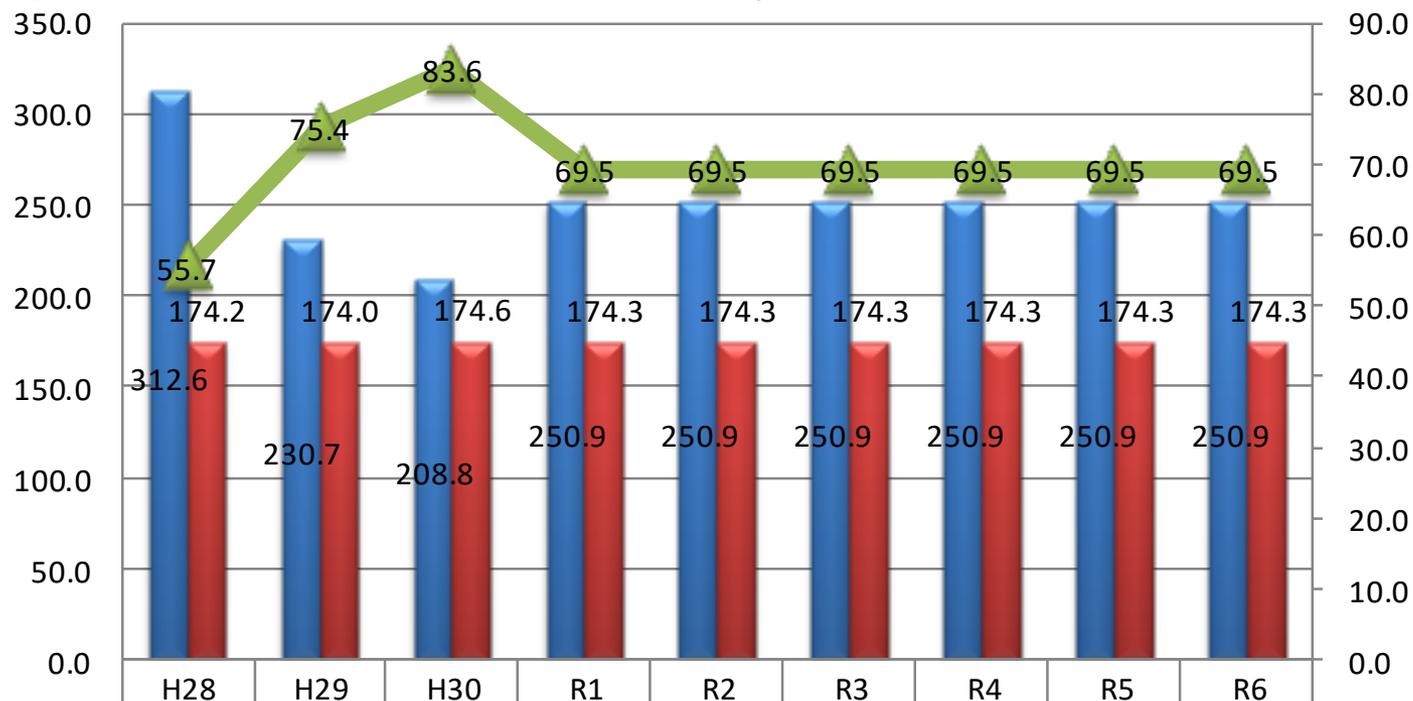
■ 使用料収入(千円/年)	319,208	308,952	313,343	311,150	308,349	303,724	297,953
■ 年間有収水量(m ³ /年)	1,834,834	1,769,466	1,805,847	1,793,206	1,777,067	1,750,411	1,717,153

処理水量・有収水量・有収率の推移



 年間総処理水量 (m ³ /年)	2,159,733	2,178,338	2,031,019	2,106,045	2,091,303	2,072,481	2,041,394	2,002,608	1,984,584
 年間有収水量 (m ³ /年)	1,807,531	1,834,834	1,769,466	1,789,512	1,776,985	1,760,992	1,734,577	1,701,620	1,686,306
 有収率 (%)	83.7%	84.2%	87.1%	85.0%	85.0%	85.0%	85.0%	85.0%	85.0%

汚水処理原価・使用料単価・経費回収率の推移



平成30年度末の汚水処理費に対する使用料収入(汚水処理原価に対する使用料単価)の割合(経費回収率)は約83.6%であり、不足分は一般会計からの繰入金で補って運営しています。

注: 下水管や処理場を維持管理するための費用と下水管などを整備するために借りた資金の返済費用の合計額。(雨水処理に係る費用は除く)

今回の料金改定は、特別会計への一般会計繰出金を縮減することを目的としています。

各事業の内、最も多く一般会計からの繰出を受けているのは「下水道事業特別会計他」でもあることから、公共下水道事業及び集落排水事業他の運営について検討するものです。

一般的には、運営費用の内「維持管理費」及び「資本費」を対象として、使用料収入でこの経費を100%回収することが基本となります。

ただし、下水道の基本的性格から、雨水に係るものと、汚水のうち、公費で負担すべきとして一般会計からの繰出基準が定められているものについては、算定費用から除きます。

[経費]	私費負担分		公費負担分
[財源]	使用料収入	繰出し基準に基づかない繰入金	繰出し基準に基づく繰入金
		一般会計繰入金	

負担区分と財源状況

●公費負担(一般会計繰入金)

- ・雨水処理に要する経費 ・公共下水道に排除される下水の規制に関する事務に要する経費
- ・水洗便所に係る改善命令等に関する事務に要する経費
- ・不明水の処理に関する経費 ・高資本費対策に要する経費
- ・資本費(地方債の元利償還金) など

●私費負担(使用料)

- ・下水道管渠などの下水道施設の維持管理に要する経費
- ・使用料の賦課徴収経費など、下水道事業の管理運営に要する経費
- ・流域下水道公社に支払う汚水処理負担金
- ・資本費(地方債の元利償還金) など

【改定理由】

湯梨浜町の下水道4事業会計(公共下水道事業・特定環境保全公共下水道事業・農業集落排水事業・小規模集合排水処理事業)について、一般会計からの繰入金で実質収入不足分を補っており自立できていない。

- 1) 経費回収率が83.6%であるが100%へ近づけることによる収入の確保
- 2) スtockマネジメントによる施設の更新費用の確保
- 3) 地方公営企業法適用化に向けた資産調査及び独立採算会計の運営

【改定方針】

- 1) 自主財源を確保し、一般会計からの繰入金を縮小する。
- 2) 経費回収率の向上を図り、会計健全化を目指す。

下水道事業は法律で公営企業に位置付けられ、独立採算による運営が原則となっており、汚水処理費注は使用料収入でまかなわなければなりません。一般会計からの繰入金には、税金が含まれ、使用者負担の観点から、健全な運営を行うため使用料の改定を行います。

[下水道事業会計に係る経費の収支状況(平成30年度決算)]

平成30年度 決算統計より

[支出]	汚水処理費(維持管理費)	汚水処理費(資本費)
	277,479千円	92,058千円
	使用料で賄うべき経費	369,537千円

[収入]	下水道使用料	一般会計繰入金
	308,952千円	60,585千円
	経費回収率 83.6%	実質不足額

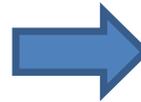
改定による回収率	下水道使用料	経費回収率	一般会計繰入金
改定率①	5.2% 18,800千円	88.7%	41,785千円
改定率②	6.9% 24,900千円	90.3%	35,685千円
改定率③	10.3% 37,000千円	93.6%	23,585千円
改定率④	12.3% 44,300千円	95.6%	16,285千円
改定率⑤	18.5% 66,800千円	101.7%	-6,215千円
改定率⑥	2.9% 10,300千円	86.4%	50,285千円
改定率⑦	2.5% 9,100千円	86.1%	51,485千円
改定率⑧	2.0% 7,200千円	85.6%	53,385千円
改定率⑨	25.0% 90,000千円	108.0%	-29,415千円
改定率⑩	9.1% 32,700千円	92.5%	27,885千円

下水道使用料改定【案①】

【案①】 ・平均改定率 **5.20%**
 ・収入増額 **18,800,000 円**

◇水道料金(消費税率10%) 現行

基本使用料(1ヶ月につき)			超過料金(円)
種別	水量	料金(円)	
一般排水	10m ³ まで	1675	1m ³ あたり 167



◇改定後(案①)

基本使用料(1ヶ月につき)			超過料金(円)
種別	水量	料金(円)	
一般排水	10m ³ まで	1,760	1m ³ あたり 176

例：一般排水

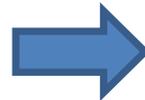
水量	現行(円)	改定後(円)	差額(円)	増加率	年間差額(円)
10m ³	1,675	1,760	85	5.1%	1,020
20m ³	3,345	3,520	175	5.2%	2,100
30m ³	5,015	5,280	265	5.3%	3,180
40m ³	6,685	7,040	355	5.3%	4,260
50m ³	8,355	8,800	445	5.3%	5,340
100m ³	16,705	17,600	895	5.4%	10,740
200m ³	33,405	35,200	1,795	5.4%	21,540
500m ³	83,505	88,000	4,495	5.4%	53,940
1000m ³	167,005	176,000	8,995	5.4%	107,940
1500m ³	250,505	264,000	13,495	5.4%	161,940
2000m ³	334,005	352,000	17,995	5.4%	215,940

下水道使用料改定【案②】

【案②】 ・平均改定率 **6.90%**
 ・収入増額 **24,900,000 円**

◇水道料金(消費税率10%) 現行

基本使用料(1ヶ月につき)			超過料金(円)
種別	水量	料金(円)	
一般排水	10m ³ まで	1675	1m ³ あたり 167



◇改定後(案②)

基本使用料(1ヶ月につき)			超過料金(円)
種別	水量	料金(円)	
一般排水	10m ³ まで	1,815	1m ³ あたり 176

例：一般排水

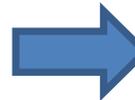
水量	現行(円)	改定後(円)	差額(円)	増加率	年間差額(円)
10m ³	1,675	1,815	140	8.4%	1,680
20m ³	3,345	3,575	230	6.9%	2,760
30m ³	5,015	5,335	320	6.4%	3,840
40m ³	6,685	7,095	410	6.1%	4,920
50m ³	8,355	8,855	500	6.0%	6,000
100m ³	16,705	17,655	950	5.7%	11,400
200m ³	33,405	35,255	1,850	5.5%	22,200
500m ³	83,505	88,055	4,550	5.4%	54,600
1000m ³	167,005	176,055	9,050	5.4%	108,600
1500m ³	250,505	264,055	13,550	5.4%	162,600
2000m ³	334,005	352,055	18,050	5.4%	216,600

下水道使用料改定【案③】

【案③】 ・平均改定率 **10.30%**
 ・収入増額 **37,000,000 円**

◇水道料金(消費税率10%) 現行

基本使用料(1ヶ月につき)			超過料金(円)
種別	水量	料金(円)	
一般排水	10m ³ まで	1675	1m ³ あたり 167



◇改定後(案③)

基本使用料(1ヶ月につき)			超過料金(円)
種別	水量	料金(円)	
一般排水	10m ³ まで	1,925	1m ³ あたり 176

例：一般排水

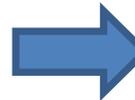
水量	現行(円)	改定後(円)	差額(円)	増加率	年間差額(円)
10m ³	1,675	1,925	250	14.9%	3,000
20m ³	3,345	3,685	340	10.2%	4,080
30m ³	5,015	5,445	430	8.6%	5,160
40m ³	6,685	7,205	520	7.8%	6,240
50m ³	8,355	8,965	610	7.3%	7,320
100m ³	16,705	17,765	1,060	6.3%	12,720
200m ³	33,405	35,365	1,960	5.9%	23,520
500m ³	83,505	88,165	4,660	5.6%	55,920
1000m ³	167,005	176,165	9,160	5.5%	109,920
1500m ³	250,505	264,165	13,660	5.5%	163,920
2000m ³	334,005	352,165	18,160	5.4%	217,920

下水道使用料改定【案④】

【案④】 ・平均改定率 **12.30%**
 ・収入増額 **44,300,000 円**

◇水道料金(消費税率10%) 現行

基本使用料(1ヶ月につき)			超過料金(円)
種別	水量	料金(円)	
一般排水	10m ³ まで	1675	1m ³ あたり 167



◇改定後(案④)

基本使用料(1ヶ月につき)			超過料金(円)
種別	水量	料金(円)	
一般排水	10m ³ まで	1,991	1m ³ あたり 176

例：一般排水

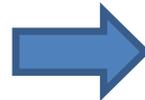
水量	現行(円)	改定後(円)	差額(円)	増加率	年間差額(円)
10m ³	1,675	1,991	316	18.9%	3,792
20m ³	3,345	3,751	406	12.1%	4,872
30m ³	5,015	5,511	496	9.9%	5,952
40m ³	6,685	7,271	586	8.8%	7,032
50m ³	8,355	9,031	676	8.1%	8,112
100m ³	16,705	17,831	1,126	6.7%	13,512
200m ³	33,405	35,431	2,026	6.1%	24,312
500m ³	83,505	88,231	4,726	5.7%	56,712
1000m ³	167,005	176,231	9,226	5.5%	110,712
1500m ³	250,505	264,231	13,726	5.5%	164,712
2000m ³	334,005	352,231	18,226	5.5%	218,712

下水道使用料改定【案⑤】

【案⑤】 ・平均改定率 **18.50%**
 ・収入増額 **66,800,000 円**

◇水道料金(消費税率10%) 現行

基本使用料(1ヶ月につき)			超過料金(円)
種別	水量	料金(円)	
一般排水	10m ³ まで	1675	1m ³ あたり 167



◇改定後(案⑤)

基本使用料(1ヶ月につき)			超過料金(円)
種別	水量	料金(円)	
一般排水	10m ³ まで	2,090	1m ³ あたり 187

例：一般排水

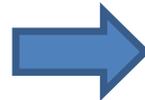
水量	現行(円)	改定後(円)	差額(円)	増加率	年間差額(円)
10m ³	1,675	2,090	415	24.8%	4,980
20m ³	3,345	3,960	615	18.4%	7,380
30m ³	5,015	5,830	815	16.3%	9,780
40m ³	6,685	7,700	1,015	15.2%	12,180
50m ³	8,355	9,570	1,215	14.5%	14,580
100m ³	16,705	18,920	2,215	13.3%	26,580
200m ³	33,405	37,620	4,215	12.6%	50,580
500m ³	83,505	93,720	10,215	12.2%	122,580
1000m ³	167,005	187,220	20,215	12.1%	242,580
1500m ³	250,505	280,720	30,215	12.1%	362,580
2000m ³	334,005	374,220	40,215	12.0%	482,580

下水道使用料改定【案⑥】

【案⑥】 ・平均改定率 **2.90%**
 ・収入増額 **10,300,000 円**

◇水道料金(消費税率10%) 現行

基本使用料(1ヶ月につき)			超過料金(円)
種別	水量	料金(円)	
一般排水	10m ³ まで	1675	1m ³ あたり 167



◇改定後(案⑥)

基本使用料(1ヶ月につき)			超過料金(円)
種別	水量	料金(円)	
一般排水	10m ³ まで	1,683	1m ³ あたり 176

例：一般排水

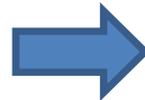
水量	現行(円)	改定後(円)	差額(円)	増加率	年間差額(円)
10m ³	1,675	1,683	8	0.5%	96
20m ³	3,345	3,443	98	2.9%	1,176
30m ³	5,015	5,203	188	3.7%	2,256
40m ³	6,685	6,963	278	4.2%	3,336
50m ³	8,355	8,723	368	4.4%	4,416
100m ³	16,705	17,523	818	4.9%	9,816
200m ³	33,405	35,123	1,718	5.1%	20,616
500m ³	83,505	87,923	4,418	5.3%	53,016
1000m ³	167,005	175,923	8,918	5.3%	107,016
1500m ³	250,505	263,923	13,418	5.4%	161,016
2000m ³	334,005	351,923	17,918	5.4%	215,016

下水道使用料改定【案⑦】

【案⑦】 ・平均改定率 2.50%
 ・収入増額 9,100,000 円

◇水道料金(消費税率10%) 現行

基本使用料(1ヶ月につき)			超過料金(円)
種別	水量	料金(円)	
一般排水	10m ³ まで	1675	1m ³ あたり 167



◇改定後(案⑦)

基本使用料(1ヶ月につき)			超過料金(円)
種別	水量	料金(円)	
一般排水	10m ³ まで	1,672	1m ³ あたり 176

例：一般排水

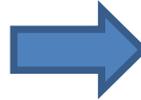
水量	現行(円)	改定後(円)	差額(円)	増加率	年間差額(円)
10m ³	1,675	1,672	-3	-0.2%	-36
20m ³	3,345	3,432	87	2.6%	1,044
30m ³	5,015	5,192	177	3.5%	2,124
40m ³	6,685	6,952	267	4.0%	3,204
50m ³	8,355	8,712	357	4.3%	4,284
100m ³	16,705	17,512	807	4.8%	9,684
200m ³	33,405	35,112	1,707	5.1%	20,484
500m ³	83,505	87,912	4,407	5.3%	52,884
1000m ³	167,005	175,912	8,907	5.3%	106,884
1500m ³	250,505	263,912	13,407	5.4%	160,884
2000m ³	334,005	351,912	17,907	5.4%	214,884

下水道使用料改定【案⑧】

【案⑧】 ・平均改定率 **2.00%**
 ・収入増額 **7,200,000 円**

◇水道料金(消費税率10%) 現行

基本使用料(1ヶ月につき)			超過料金(円)
種別	水量	料金(円)	
一般排水	10m ³ まで	1675	1m ³ あたり 167



◇改定後(案⑧)

基本使用料(1ヶ月につき)			超過料金(円)
種別	水量	料金(円)	
一般排水	10m ³ まで	1,760	1m ³ あたり 165

例：一般排水

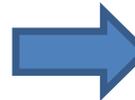
水量	現行(円)	改定後(円)	差額(円)	増加率	年間差額(円)
10m ³	1,675	1,760	85	5.1%	1,020
20m ³	3,345	3,410	65	1.9%	780
30m ³	5,015	5,060	45	0.9%	540
40m ³	6,685	6,710	25	0.4%	300
50m ³	8,355	8,360	5	0.1%	60
100m ³	16,705	16,610	-95	-0.6%	-1,140
200m ³	33,405	33,110	-295	-0.9%	-3,540
500m ³	83,505	82,610	-895	-1.1%	-10,740
1000m ³	167,005	165,110	-1,895	-1.1%	-22,740
1500m ³	250,505	247,610	-2,895	-1.2%	-34,740
2000m ³	334,005	330,110	-3,895	-1.2%	-46,740

下水道使用料改定【案⑨】

【案⑨】 ・平均改定率 **28.00%**
 ・収入増額 **90,000,000 円**

◇水道料金(消費税率10%) 現行

基本使用料(1ヶ月につき)			超過料金(円)
種別	水量	料金(円)	
一般排水	10m ³ まで	1675	1m ³ あたり 167



◇改定後(案⑨)

基本使用料(1ヶ月につき)			超過料金(円)
種別	水量	料金(円)	
一般排水	10m ³ まで	2,090	1m ³ あたり 209

例：一般排水

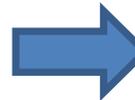
水量	現行(円)	改定後(円)	差額(円)	増加率	年間差額(円)
10m ³	1,675	2,090	415	24.8%	4,980
20m ³	3,345	4,180	835	25.0%	10,020
30m ³	5,015	6,270	1,255	25.0%	15,060
40m ³	6,685	8,360	1,675	25.1%	20,100
50m ³	8,355	10,450	2,095	25.1%	25,140
100m ³	16,705	20,900	4,195	25.1%	50,340
200m ³	33,405	41,800	8,395	25.1%	100,740
500m ³	83,505	104,500	20,995	25.1%	251,940
1000m ³	167,005	209,000	41,995	25.1%	503,940
1500m ³	250,505	313,500	62,995	25.1%	755,940
2000m ³	334,005	418,000	83,995	25.1%	1,007,940

下水道使用料改定【案⑩】

【案⑩】 ・平均改定率 **9.10%**
 ・収入増額 **32,700,000 円**

◇水道料金(消費税率10%) 現行

基本使用料(1ヶ月につき)			超過料金(円)
種別	水量	料金(円)	
一般排水	10m ³ まで	1675	1m ³ あたり 167



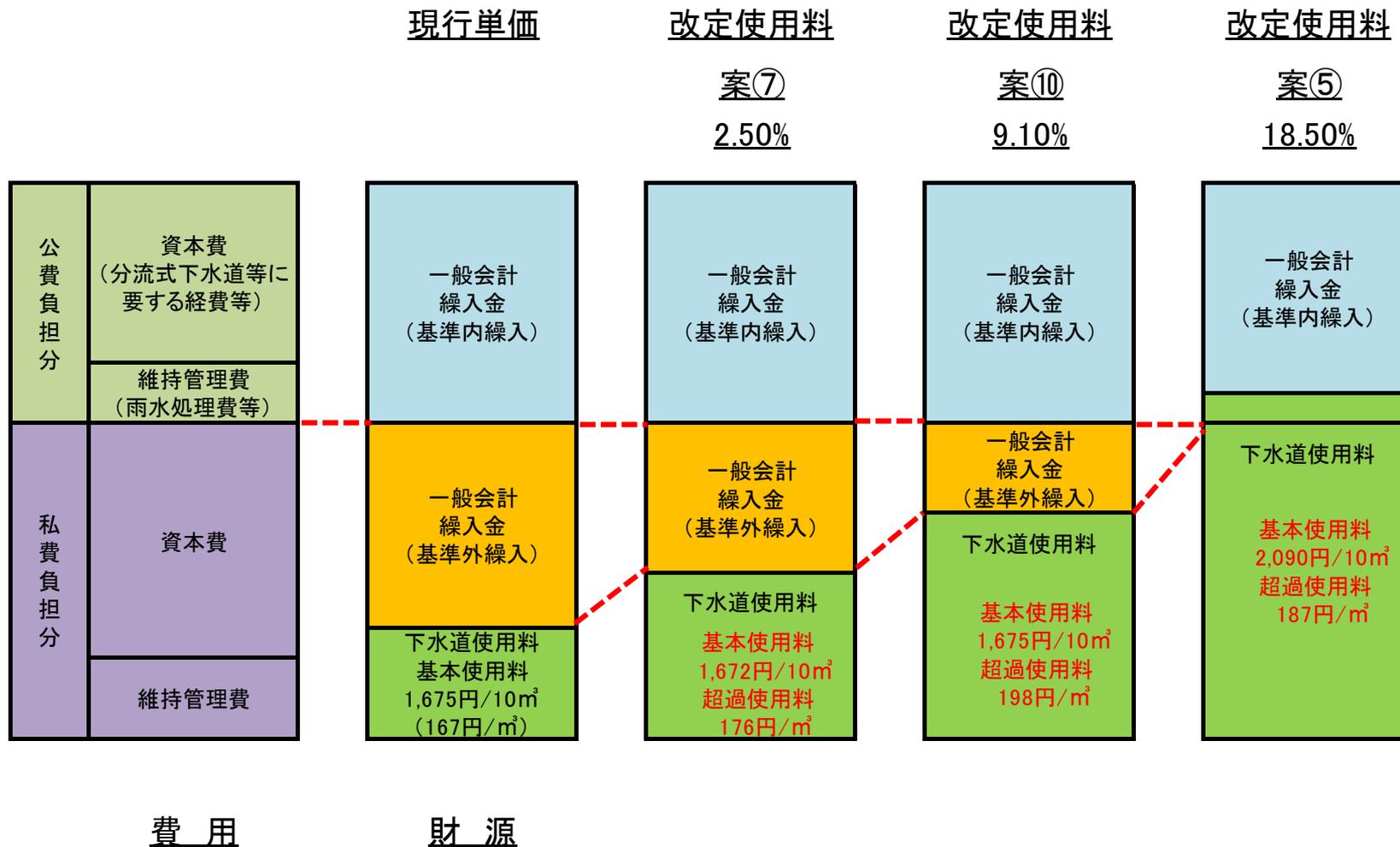
◇改定後(案⑨)

基本使用料(1ヶ月につき)			超過料金(円)
種別	水量	料金(円)	
一般排水	10m ³ まで	1,675	1m ³ あたり 198

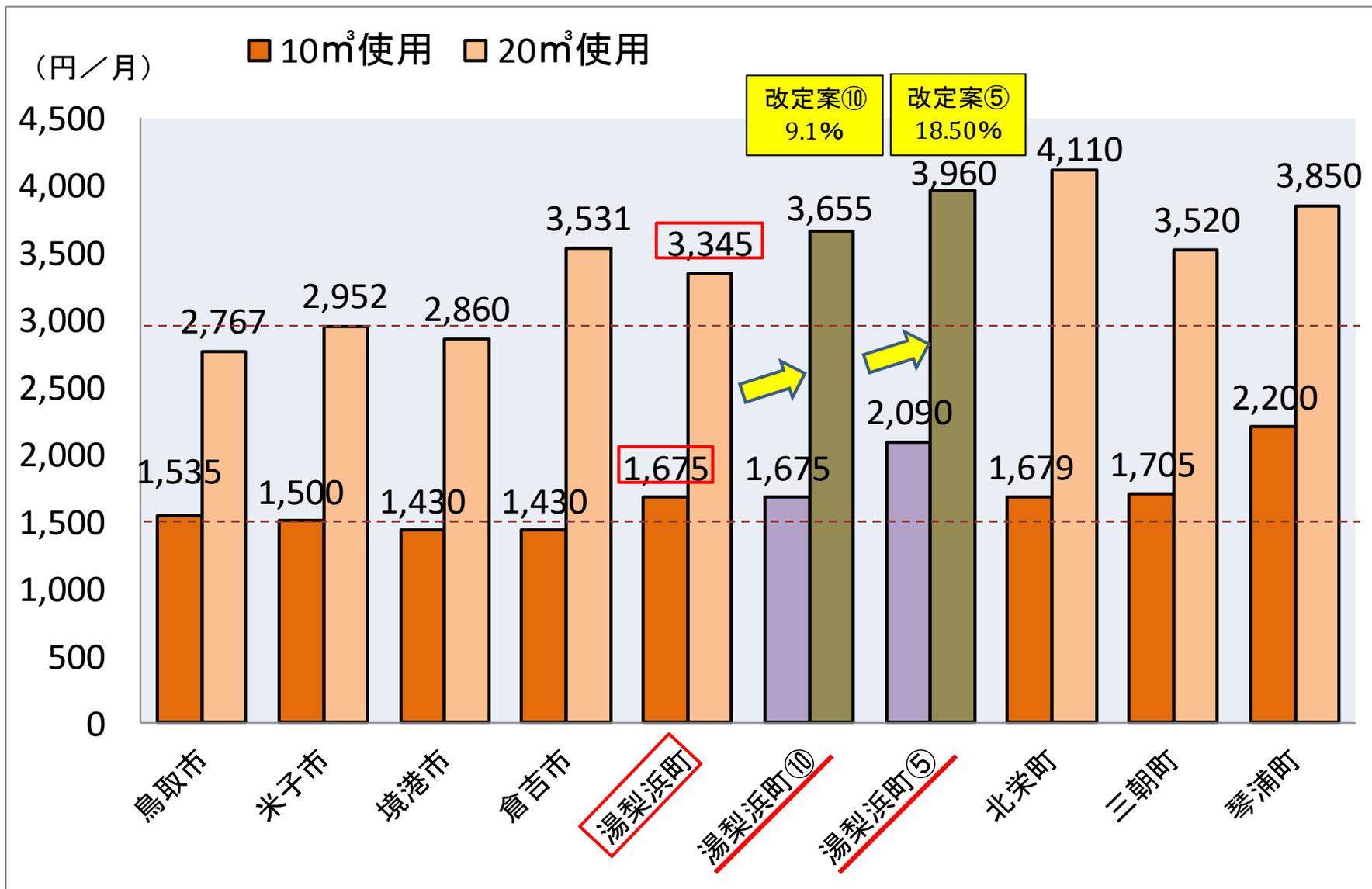
例：一般排水

水量	現行(円)	改定後(円)	差額(円)	増加率	年間差額(円)
10m ³	1,675	1,675	0	0.0%	0
20m ³	3,345	3,655	310	9.3%	3,720
30m ³	5,015	5,635	620	12.4%	7,440
40m ³	6,685	7,615	930	13.9%	11,160
50m ³	8,355	9,595	1,240	14.8%	14,880
100m ³	16,705	19,495	2,790	16.7%	33,480
200m ³	33,405	39,295	5,890	17.6%	70,680
500m ³	83,505	98,695	15,190	18.2%	182,280
1000m ³	167,005	197,695	30,690	18.4%	368,280
1500m ³	250,505	296,695	46,190	18.4%	554,280
2000m ³	334,005	395,695	61,690	18.5%	740,280

費用と財源の関係



下水道使用料の地域格差（鳥取県、一般家庭用） [消費税10%含む]



下水道管路布設状況(管更生状況)



下水道マンホール蓋



下水道(内部)更生前



下水道(内部)更生後



下水道(内部)更生状況



水道料金・下水道使用料改定(統合)【案】

水道料金・下水道使用料改定(統合)【A・B】

【A案】 改定案① 水道料金 **26.70%**
 改定案⑦ 下水道使用料 **2.50%**

50,000,000円増 使用件数: 6,530/月(水道)
 9,100,000円増 使用件数: 5,990/月(下水)

改定前(上下水道料金)

例: 口径13mmの場合(一般家庭等)

水量	水道料金(円)	下水道使用料(円)	合計
10m ³	1,014	1,675	2,689
20m ³	2,054	3,345	5,399
30m ³	3,094	5,015	8,109
40m ³	4,134	6,685	10,819
50m ³	5,174	8,355	13,529

改定後(上下水道料金)

例: 口径13mmの場合(一般家庭等)

水量	水道料金(円)	下水道使用料(円)	合計	差額(円/月)	差額(円/年)	増加率
10m ³	1,287	1,672	2,959	270	3,240	110.0%
20m ³	2,607	3,432	6,039	640	7,680	111.9%
30m ³	3,927	5,192	9,119	1,010	12,120	112.5%
40m ³	5,247	6,952	12,199	1,380	16,560	112.8%
50m ³	6,567	8,712	15,279	1,750	21,000	112.9%

例: 口径50mmの場合(事業用等)

水量	水道料金(円)	下水道使用料(円)	合計
100m ³	11,189	17,600	28,789
200m ³	21,589	35,200	56,789
500m ³	52,789	88,000	140,789
1000m ³	104,789	176,000	280,789

例: 口径50mmの場合(事業用等)

水量	水道料金(円)	下水道使用料(円)	合計	差額(円/月)	差額(円/年)	増加率
100m ³	14,157	17,512	31,669	2,880	34,560	110.0%
200m ³	27,357	35,112	62,469	5,680	68,160	110.0%
500m ³	66,957	87,912	154,869	14,080	168,960	110.0%
1000m ³	132,957	175,912	308,869	28,080	336,960	110.0%

【B案】 改定案① 水道料金 **26.70%**
 改定案⑩ 下水道使用料 **9.10%**

50,000,000円増 使用件数: 6,530/月(水道)
 32,700,000円増 使用件数: 5,990/月(下水)

改定前(上下水道料金)

例: 口径13mmの場合(一般家庭等)

水量	水道料金(円)	下水道使用料(円)	合計
10m ³	1,014	1,675	2,689
20m ³	2,054	3,345	5,399
30m ³	3,094	5,015	8,109
40m ³	4,134	6,685	10,819
50m ³	5,174	8,355	13,529

改定後(上下水道料金)

例: 口径13mmの場合(一般家庭等)

水量	水道料金(円)	下水道使用料(円)	合計	差額(円/月)	差額(円/年)	増加率
10m ³	1,287	1,675	2,962	273	3,276	110.2%
20m ³	2,607	3,655	6,262	863	10,356	116.0%
30m ³	3,927	5,635	9,562	1,453	17,436	117.9%
40m ³	5,247	7,615	12,862	2,043	24,516	118.9%
50m ³	6,567	9,595	16,162	2,633	31,596	119.5%

例: 口径50mmの場合(事業用等)

水量	水道料金(円)	下水道使用料(円)	合計
100m ³	11,189	17,600	28,789
200m ³	21,589	35,200	56,789
500m ³	52,789	88,000	140,789
1000m ³	104,789	176,000	280,789

例: 口径50mmの場合(事業用等)

水量	水道料金(円)	下水道使用料(円)	合計	差額(円/月)	差額(円/年)	増加率
100m ³	14,157	19,495	33,652	4,863	58,356	116.9%
200m ³	27,357	39,295	66,652	9,863	118,356	117.4%
500m ³	66,957	98,695	165,652	24,863	298,356	117.7%
1000m ³	132,957	197,695	330,652	49,863	598,356	117.8%

水道料金・下水道使用料改定(統合)【C・D】

【C案】 改定案① 水道料金 **26.70%**
 改定案⑤ 下水道使用料 **18.50%**

50,000,000円増 使用件数: 6,530/月(水道)
 66,800,000円増 使用件数: 5,990/月(下水)

改定前(上下水道料金)

例: 口径13mmの場合(一般家庭等)

水量	水道料金(円)	下水道使用料(円)	合計
10m ³	1,014	1,675	2,689
20m ³	2,054	3,345	5,399
30m ³	3,094	5,015	8,109
40m ³	4,134	6,685	10,819
50m ³	5,174	8,355	13,529

改定後(上下水道料金)

例: 口径13mmの場合(一般家庭等)

水量	水道料金(円)	下水道使用料(円)	合計	差額(円/月)	差額(円/年)	増加率
10m ³	1,287	2,090	3,377	688	8,256	125.6%
20m ³	2,607	3,960	6,567	1,168	14,016	121.6%
30m ³	3,927	5,830	9,757	1,648	19,776	120.3%
40m ³	5,247	7,700	12,947	2,128	25,536	119.7%
50m ³	6,567	9,570	16,137	2,608	31,296	119.3%

例: 口径50mmの場合(事業用等)

水量	水道料金(円)	下水道使用料(円)	合計
100m ³	11,189	17,600	28,789
200m ³	21,589	35,200	56,789
500m ³	52,789	88,000	140,789
1000m ³	104,789	176,000	280,789

例: 口径50mmの場合(事業用等)

水量	水道料金(円)	下水道使用料(円)	合計	差額(円/月)	差額(円/年)	増加率
100m ³	14,157	18,920	33,077	4,288	51,456	114.9%
200m ³	27,357	37,620	64,977	8,188	98,256	114.4%
500m ³	66,957	93,720	160,677	19,888	238,656	114.1%
1000m ³	132,957	187,220	320,177	39,388	472,656	114.0%

【D案】 改定案② 水道料金 **19.90%**
 改定案⑦ 下水道使用料 **2.50%**

40,000,000円増 使用件数: 6,530/月(水道)
 9,100,000円増 使用件数: 5,990/月(下水)

改定前(上下水道料金)

例: 口径13mmの場合(一般家庭等)

水量	水道料金(円)	下水道使用料(円)	合計
10m ³	1,014	1,675	2,689
20m ³	2,054	3,345	5,399
30m ³	3,094	5,015	8,109
40m ³	4,134	6,685	10,819
50m ³	5,174	8,355	13,529

改定後(上下水道料金)

例: 口径13mmの場合(一般家庭等)

水量	水道料金(円)	下水道使用料(円)	合計	差額(円/月)	差額(円/年)	増加率
10m ³	1,177	1,672	2,849	160	1,920	106.0%
20m ³	2,497	3,432	5,929	530	6,360	109.8%
30m ³	3,817	5,192	9,009	900	10,800	111.1%
40m ³	5,137	6,952	12,089	1,270	15,240	111.7%
50m ³	6,457	8,712	15,169	1,640	19,680	112.1%

例: 口径50mmの場合(事業用等)

水量	水道料金(円)	下水道使用料(円)	合計
100m ³	11,189	17,600	28,789
200m ³	21,589	35,200	56,789
500m ³	52,789	88,000	140,789
1000m ³	104,789	176,000	280,789

例: 口径50mmの場合(事業用等)

水量	水道料金(円)	下水道使用料(円)	合計	差額(円/月)	差額(円/年)	増加率
100m ³	13,002	17,512	30,514	1,725	20,700	106.0%
200m ³	26,202	35,112	61,314	4,525	54,300	108.0%
500m ³	65,802	87,912	153,714	12,925	155,100	109.2%
1000m ³	131,802	175,912	307,714	26,925	323,100	109.6%

水道料金・下水道使用料改定(統合)【E・F】

【E案】 改定案② 水道料金 **19.90%**
 改定案⑩ 下水道使用料 **9.10%**

40,000,000円増 使用件数: 6,530/月(水道)
 32,700,000円増 使用件数: 5,990/月(下水)

改定前(上下水道料金)

例: 口径13mmの場合(一般家庭等)

水量	水道料金(円)	下水道使用料(円)	合計
10m ³	1,014	1,675	2,689
20m ³	2,054	3,345	5,399
30m ³	3,094	5,015	8,109
40m ³	4,134	6,685	10,819
50m ³	5,174	8,355	13,529

改定後(上下水道料金)

例: 口径13mmの場合(一般家庭等)

水量	水道料金(円)	下水道使用料(円)	合計	差額(円/月)	差額(円/年)	増加率
10m ³	1,177	1,675	2,852	163	1,956	106.1%
20m ³	2,497	3,655	6,152	753	9,036	113.9%
30m ³	3,817	5,635	9,452	1,343	16,116	116.6%
40m ³	5,137	7,615	12,752	1,933	23,196	117.9%
50m ³	6,457	9,595	16,052	2,523	30,276	118.6%

例: 口径50mmの場合(事業用等)

水量	水道料金(円)	下水道使用料(円)	合計
100m ³	11,189	17,600	28,789
200m ³	21,589	35,200	56,789
500m ³	52,789	88,000	140,789
1000m ³	104,789	176,000	280,789

例: 口径50mmの場合(事業用等)

水量	水道料金(円)	下水道使用料(円)	合計	差額(円/月)	差額(円/年)	増加率
100m ³	13,002	19,495	32,497	3,708	44,496	112.9%
200m ³	26,202	39,295	65,497	8,708	104,496	115.3%
500m ³	65,802	98,695	164,497	23,708	284,496	116.8%
1000m ³	131,802	197,695	329,497	48,708	584,496	117.3%

【F案】 改定案③ 水道料金 **13.50%**
 改定案⑦ 下水道使用料 **2.50%**

30,000,000円増 使用件数: 6,530/月(水道)
 9,100,000円増 使用件数: 5,990/月(下水)

改定前(上下水道料金)

例: 口径13mmの場合(一般家庭等)

水量	水道料金(円)	下水道使用料(円)	合計
10m ³	1,014	1,675	2,689
20m ³	2,054	3,345	5,399
30m ³	3,094	5,015	8,109
40m ³	4,134	6,685	10,819
50m ³	5,174	8,355	13,529

改定後(上下水道料金)

例: 口径13mmの場合(一般家庭等)

水量	水道料金(円)	下水道使用料(円)	合計	差額(円/月)	差額(円/年)	増加率
10m ³	1,070	1,672	2,742	53	636	102.0%
20m ³	2,390	3,432	5,822	423	5,076	107.8%
30m ³	3,710	5,192	8,902	793	9,516	109.8%
40m ³	5,030	6,952	11,982	1,163	13,956	110.7%
50m ³	6,350	8,712	15,062	1,533	18,396	111.3%

例: 口径50mmの場合(事業用等)

水量	水道料金(円)	下水道使用料(円)	合計
100m ³	11,189	17,600	28,789
200m ³	21,589	35,200	56,789
500m ³	52,789	88,000	140,789
1000m ³	104,789	176,000	280,789

例: 口径50mmの場合(事業用等)

水量	水道料金(円)	下水道使用料(円)	合計	差額(円/月)	差額(円/年)	増加率
100m ³	11,889	17,512	29,401	612	7,344	102.1%
200m ³	25,089	35,112	60,201	3,412	40,944	106.0%
500m ³	64,689	87,912	152,601	11,812	141,744	108.4%
1000m ³	130,689	175,912	306,601	25,812	309,744	109.2%

水道料金・下水道使用料改定(統合)

	水道料金	基本料金(13mm)			超過料金			
	平均改定率	改定前	改定後	改定率	改定前	改定後	改定率	
【A案】	改定案①	26.7%	806	1,023	26.9	104	132	26.9
【B案】	改定案①	26.7%	806	1,023	26.9			
【C案】	改定案①	26.7%	806	1,023	26.9			
【D案】	改定案②	19.9%	806	913	13.3			
【E案】	改定案②	19.9%	806	913	13.3			
【F案】	改定案③	13.5%	806	806	0.0			

	下水道使用料	基本使用料(10m ³ まで)			超過使用料		
	平均改定率	改定前	改定後	改定率	改定前	改定後	改定率
改定案⑦	2.5%	1,675	1,672	△0.2	167	176	5.4
改定案⑩	9.1%	1,675	1,675	0.0	167	198	18.6
改定案⑤	18.5%	1,675	2,090	24.8	167	187	12.0
改定案⑦	2.5%	1,675	1,672	△0.2	167	176	5.4
改定案⑩	9.1%	1,675	1,675	0.0	167	198	18.6
改定案⑦	2.5%	1,675	1,672	△0.2	167	176	5.4

	水道料金	基本料金(13mm)			超過料金			
	平均改定率	改定前	改定後	増減	改定前	改定後	増減	
【A案】	改定案①	26.7%	806	1,023	217	104	132	28
【B案】	改定案①	26.7%	806	1,023	217			
【C案】	改定案①	26.7%	806	1,023	217			
【D案】	改定案②	19.9%	806	913	107			
【E案】	改定案②	19.9%	806	913	107			
【F案】	改定案③	13.5%	806	806	0			

	下水道使用料	基本使用料(10m ³ まで)			超過使用料		
	平均改定率	改定前	改定後	増減	改定前	改定後	増減
改定案⑦	2.5%	1,675	1,672	△3	167	176	9
改定案⑩	9.1%	1,675	1,675	0	167	198	31
改定案⑤	18.5%	1,675	2,090	415	167	187	20
改定案⑦	2.5%	1,675	1,672	△3	167	176	9
改定案⑩	9.1%	1,675	1,675	0	167	198	31
改定案⑦	2.5%	1,675	1,672	△3	167	176	9

この料金及び使用料は消費税を含む。

なお、現料金体系では、消費税は内税となっており改定後は外税とし条例改正及び上下水道料金システムの改修を行う。

上下水道料金の統合案②, ③, ⑤の詳細

【②案】	改定案①	水道料金	26.70%	50,000,000円増	基本料金及び超過料金改定
	改定案⑩	下水道使用料	9.10%	32,700,000円増	基本使用料改定なし、超過使用料改定
【③案】	改定案①	水道料金	26.70%	50,000,000円増	基本料金及び超過料金改定
	改定案⑤	下水道使用料	18.50%	66,800,000円増	基本使用料及び超過使用料改定
【⑤案】	改定案②	水道料金	19.90%	40,000,000円増	基本料金及び超過料金改定
	改定案⑩	下水道使用料	9.10%	32,700,000円増	基本使用料改定なし、超過使用料改定

	水道料金		基本料金(13mm)			超過料金		
	平均改定率	改定前	改定後	増減	改定前	改定後	増減	
【②案】	改定案①	26.7%	806	1,023	217	104	132	28
【③案】	改定案①	26.7%	806	1,023	217	104	132	28
【③案】	改定案①	26.7%	806	1,023	217	104	132	28
【⑤案】	改定案②	19.9%	806	913	107	104	132	28
【⑤案】	改定案②	19.9%	806	913	107	104	132	28
【⑤案】	改定案③	13.5%	806	806	0	104	132	28

	下水道使用料		基本使用料(10m ³ まで)			超過使用料		
	平均改定率	改定前	改定後	増減	改定前	改定後	増減	
	改定案⑦	2.5%	1,675	1,672	△3	167	176	9
	改定案⑩	9.1%	1,675	1,675	0	167	198	31
	改定案⑤	18.5%	1,675	2,090	415	167	187	20
	改定案⑦	2.5%	1,675	1,672	△3	167	176	9
	改定案⑩	9.1%	1,675	1,675	0	167	198	31
	改定案⑦	2.5%	1,675	1,672	△3	167	176	9

用語(指標)解説

・1日最大給水量

水道事業者などから各戸に、飲用に適する水を供給することを給水といいますが、1日に給水される水量のうち、1年間を通じ最大のものをいう。

水道施設の整備を行う場合、この水量が計画の基準水量となる。

・1日平均給水量

給水された1日当たりの平均水量のことで、 m^3 /日で表されます。1年間の給水量合計を、年日数で除して求められる。

・簡易水道事業

計画給水人口が100人を超え5,000人以下の水道事業のこと。

・基幹管路

基幹的な役割を果たす管路です。一般に導水管、送水管、配水本管(口径が大きく多量の水を輸送するなど重要な役割を果たす配水管)を指す。

・企業債

地方公営企業が行う建設、改良等に要する資金に充てるために起こす地方債(借入金)をいう。

・給水区域

当該水道事業者が厚生労働大臣の認可を受け、一般の需要に応じて給水を行うこととした区域をいい、水道事業者は、この区域内において給水義務を負う。

・給水収益

水道事業会計における営業収益の一つで、通常、水道料金として収入になる収益のこと。

・給水人口

給水区域内に居住し、水道により給水を受けている人口をいいます。給水区域外からの通勤者や観光客は給水人口に含まれません。水道法に規定する給水人口は、事業計画において定める給水人口(計画給水人口)をいう。

・料金回収率(%)

供給単価÷給水原価

料金回収率は、供給単価と給水原価との関係を見るものであり、料金回収率が100%を下回っている場合、給水にかかる費用が水道料金による収入以外に他の収入で賄われていることを意味する。料金回収率が著しく低く、繰出基準に定める事由以外の繰入金によって収入不足を補てんしているような事業体にあつては、適正な料金収入の確保が求められる。

・減価償却費

構築物や設備などの価値は時間の経過とともに減ると考え、その額を支出として計上するものです。実際の支払いは発生せず、内部留保資金となる。

・減価償却率(%)

当年度減価償却費÷(有形固定資産+無形固定資産-土地-建設仮勘定+当年度減価償却費)×100

償却対象固定資産に対する平均償却率で、水道事業の施設は貯水施設、導水施設、浄水施設等比較的耐用年数の長いものによって構成されているので、一般にこの比率は低くなるものと考えられる。また、平準化した設備投資や統一的な償却方法がとられている限り、この比率は年度によって極端な変動をすることはない。

・コーホート要因

将来人口を予測する方法です。男女別5歳毎に分類して、社会増減要因(転入と転出)、自然減少要因(死亡)や自然増加要因(出生)から予測する方法。

・供給単価(円/m³)

給水収益÷年間総有収水量

有収水量1立方メートル当たりについて、どれだけの収益を得ているかを示す。

・給水原価(円/m³)

(経常費用－受託工事費－材料及び不用品売却原価－附帯工事費)÷年間総有収水量

有収水量1立方メートル当たりについて、どれだけの費用がかかっているかを示す。

・上水道事業

水道事業のうち、計画給水人口が5,001人以上の水道事業のこと。

・配水量

浄水場、配水池から配水管に送り出された水量のこと。

・普及率

水道普及率は、現状における給水人口と行政区域内の人口の割合のことです。給水普及率は計画給水区域内における人口のうち現状の給水人口の比で、水道普及率とは異なる。

・法定耐用年数

法律で定められた耐用年数(本来の用途に使用できると見られる推定年数)のこと。水道事業の場合は地方公営企業法施行規則で定められている。

・有収率(%)

年間総有収水量÷年間総配水量×100

配水された水のうち有効に利用された水量(有効水量)を、給水量で除したもの。水道施設及び給水装置を通して給水される水量が有効に使用されているかどうかを示す指標で、有効率の向上は経営上の目標となる。

・水洗化率

現在水洗便所設置済人口 ÷ 現在処理区域内人口 × 100

現在処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水を処理している人口の割合を示す。

・有収率(%)

年間有収水量 ÷ 年間汚水処理水量 × 100

処理した汚水のうち、使用料徴収の対象となる有収水の割合を示す。有収率が高いほど使用料徴収の対象とすることができない不明水が少なく、効率的であるということである。

・使用料単価(円/㎥)

使用料収入 ÷ 年間有収水量

有収水量1㎥あたりの使用料収入であり、使用料の水準を示す。経費回収率が著しく低い団体にあっては、使用料設定上の問題点を究明する必要がある。

・汚水処理原価(円/㎥)

汚水処理費 ÷ 年間有収水量

有収水量1㎥あたりの汚水処理費を示す。汚水処理費は、維持管理費(管渠費、ポンプ場費、処理場費、その他)と資本費(地方公営企業法適用事業:汚水に係る企業債利息及び減価償却費、地方公営企業法非適用事業:汚水に係る地方債等利息及び地方債償還金)に分けられる。

・汚水処理原価(維持管理費)(円/㎥)

汚水処理費(維持管理費) ÷ 年間有収水量

・汚水処理原価(資本費)(円/㎥)

汚水処理費(資本費) ÷ 年間有収水量

本数値が他の同程度の団体と比較して高ければ、処理場等の能力等が現時点では過大なものとなっている可能性が高い。

・使用料回収率(%)

使用料単価 ÷ 汚水処理原価 × 100

汚水処理に要した費用に対する、使用料による回収程度を示す。

・使用料回収率(維持管理費)(%)

使用料単価 ÷ 汚水処理原価(維持管理費) × 100

下水道経営は、経費の負担区分を踏まえて汚水処理全てを使用料によって賄うことが基本原則とされている。特に経費回収率(維持管理費)が100%を下回っている団体については、下水道管理費のうち、維持管理費も賄えてない状況にあることから、早急に経費の徹底的な抑制を図る一方、使用料の適正化を図ることにより、回収率の向上に取り組む必要がある。

・ストックマネジメント

ストックマネジメントは、長期的な視点で下水道施設全体の今後の老朽化の進展状況を考慮し、リスク評価等による優先順位付けを行ったうえで、施設の点検・調査、修繕・改築を実施し、施設全体を対象とした施設管理を最適化することを目的としている

・アセットマネジメント

アセットマネジメント(資産管理)とは、「水道ビジョンに掲げた持続可能な水道事業を実現するために、中長期的な視点に立ち、水道施設のライフサイクル全体にわたって効率的かつ効果的に水道施設を管理運営する体系化された実践活動」を指す。



・農業集落排水

農業集落排水処理施設は、おもに農村地域における水質保全と生活環境の改善を図るため、し尿及び生活雑排水の処理を目的として建設された処理施設。

・公共下水道

公共下水道とは、『主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの又は流域下水道に接続するものであり、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のもの』(下水道法第2条第3号)。公共下水道の設置・管理は、原則として市町村が行う。

・流域下水道

流域下水道とは、『専ら地方公共団体が管理する下水道により排除される下水を受けて、これを排除し、及び処理するために地方公共団体が管理する下水道で、2以上の市町村の区域における下水を排除するものであり、かつ、終末処理場を有するもの』(下水道法第2条第4号イ)。

◆地方公営企業◆

・法適用企業

地方公共団体が経済性を発揮し、公共の福祉の増進を図るため、事業を経営する企業を地方公営企業という。地方公営企業法の第2条では、水道事業(簡易水道事業を除く、上水道事業。)・工業用水道事業・軌道事業・自動車運送事業・鉄道事業・電気事業・ガス事業(法定7事業)と病院事業(財務規定等適用事業)、また、任意にこの法を適用した事業(観光施設事業・下水道事業等)を地方公営企業として営むことを規定されており、その経費について企業の経営に伴う収入をもってまかなうべき事業とされている。

・法非適用企業

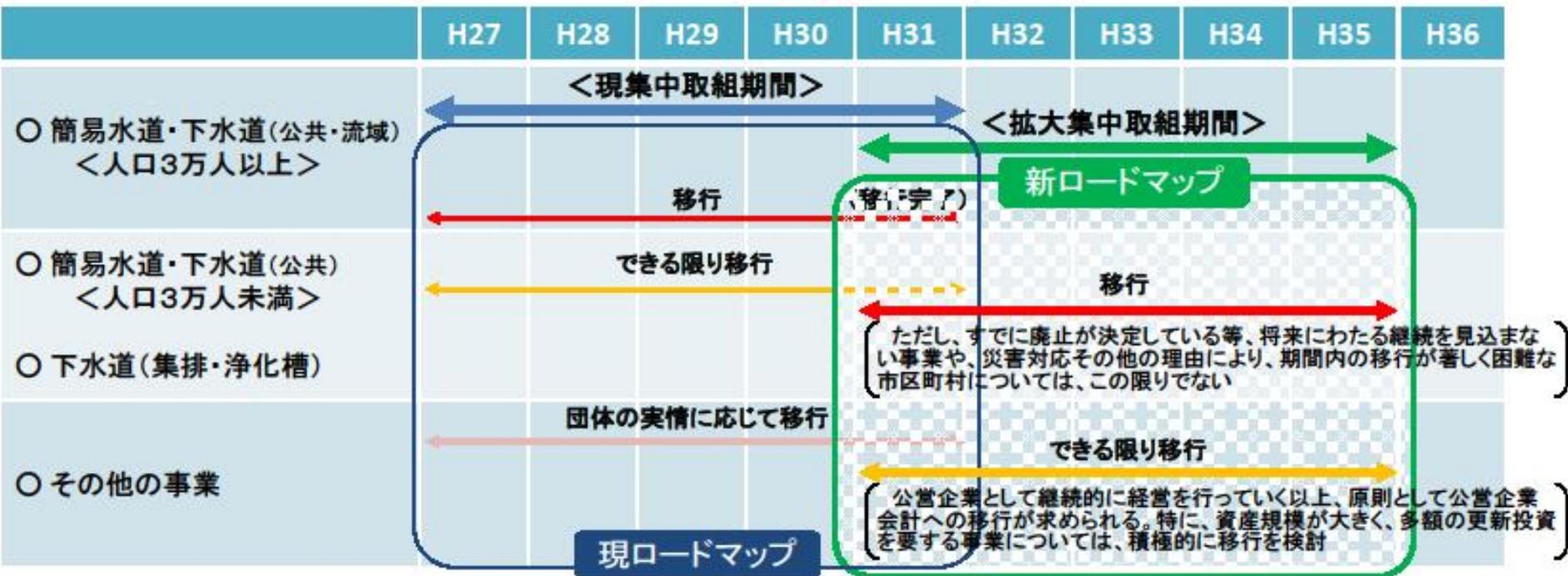
地方財政法施行令第12条ではこれらのほか、簡易水道事業・港湾整備事業・市場事業・と畜場事業・観光施設事業・宅地造成事業・公共下水道事業(集落排水事業等を含みます。)についても別に特別会計を設けて経営し、その経費について企業の経営に伴う収入をもってまかなうべきものとして規定されている。

參考資料

公営企業会計の適用拡大に向けた新たなロードマップ

H27.1月
総務大臣通知等により要請

H31.1月
総務大臣通知等により要請



取組の推進
に向けて

新たなロードマップに基づき、小規模団体においても取組が着実に推進されるよう、引き続き地方財政措置を講ずるとともに、会計適用に係るマニュアル、専門人材による人的支援、都道府県による支援体制等の充実を図る。

今後の検討
の方向性

各地方公共団体における公営企業会計適用の進捗状況を踏まえ、地方公営企業法における財務規定等の適用範囲の拡大等、地方公営企業法の改正を含めた今後の公営企業制度のあり方について検討。

新たなロードマップにおける対象事業について

H31年度～H35年度(5年間)を新たな集中取組期間として、以下の取組を要請

青文字は前回通知により要請していた内容 赤文字は今回通知により新たに要請する予定の内容

	簡易水道	下水道				その他
		流域	公共	集落排水	浄化槽	
都道府県 及び 人口3万人以上 の市区町村	平成31年度までに移行することが必要		平成31年度までに できる限り移行対象 に含めることが必要		<p>公営企業として継続的に経営を行っていく以上、原則として公営企業会計に移行することが求められることから、平成35年度までにできる限り移行することが必要。</p> <p>特に、資産規模が大きく、多額の更新投資を要する事業については、積極的に移行を検討すること。</p>	
人口3万人未満 の市区町村	<p>平成35年度までに移行することが必要</p> <p>※ただし、すでに廃止が決定している等、将来にわたる継続を見込まない事業や、災害対応その他の理由により、期間内の移行が著しく困難な市区町村については、この限りでないこと。</p> <p>「重点事業」:特に公営企業会計を適用する必要性が高い</p>					

地方公営企業法適用の意義

公営企業とは: 住民生活に身近な社会資本の整備及びサービスの提供を行う主体

公営企業を取り巻く状況の変化と改革の必要性

- 著しい人口減少等による料金収入の減少
- 施設・管路等の老朽化に伴う更新投資の増大
- 国・地方を通じた厳しい財政状況



将来にわたって持続可能な経営を確保するために、「経営の見える化」による経営基盤の強化が必要

地方公営企業法財務規定等の適用

目的

- 経営状況(損益情報・ストック情報等)の的確な把握等
⇒ 経営効率化、経営改革の推進
⇒ より適切な説明責任

公営企業会計の適用

- 発生主義・複式簿記の採用
- 経営成績(毎年度の利益・損失等フロー情報)・財政状態(資産・負債等ストック情報)の早期把握

予算・資産の弾力的運用

- 業務量の増加に応じた収入の支出への充当
- 資産の運用に係る特例(議会の議決不要)

期待される効果

将来にわたり持続可能な経営基盤の確保のために必要な情報の把握

➤ 持続可能なストックマネジメント等の推進

➤ 適切な原価計算に基づく料金水準の設定が可能に

➤ 広域化、民間活用等の抜本改革の推進

➤ 企業間での経営状況の比較

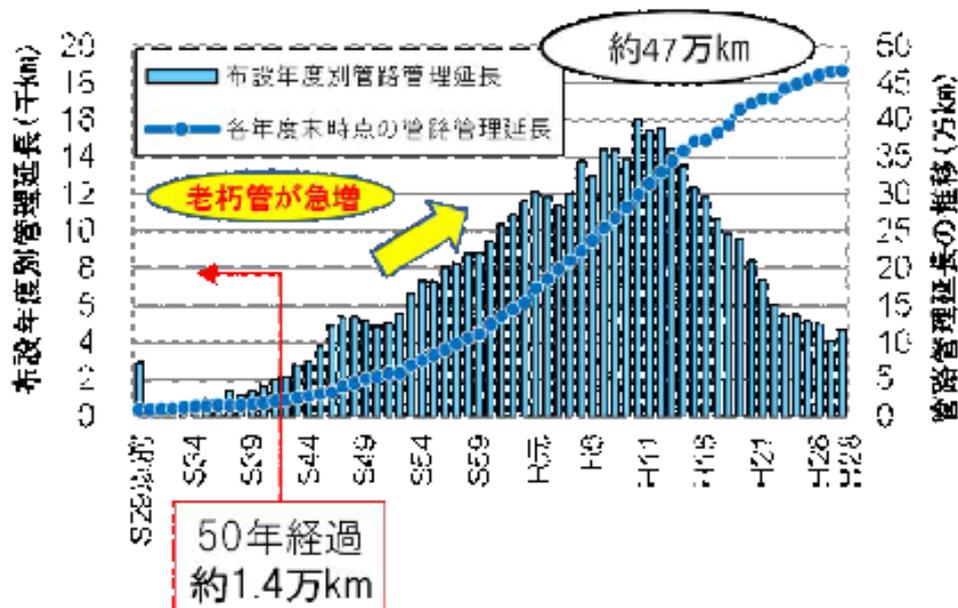
➤ 分かりやすい財務情報に基づく
住民や議会によるガバナンスの向上

➤ 職員の経営マインドの育成

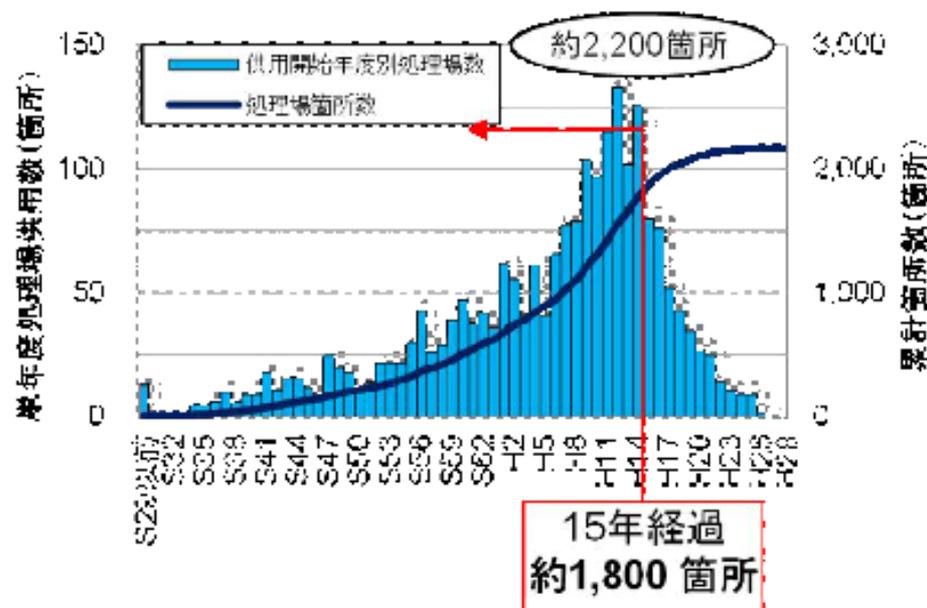
下水道事業が抱える課題：下水道施設の老朽化

- 布設後50年を経過する下水管は、平成28年度末で約**1.4万km**、20年後には約**16万km**に増加。
- 機械・電気設備が更新対象となる処理場は、今後も着実に増加。

下水管延長



処理場箇所数



布設後50年以上経過した下水管の延長・割合

平成28年度 10年後 20年後

約1.4万km
(約3%)

約6.9万km
(約15%)

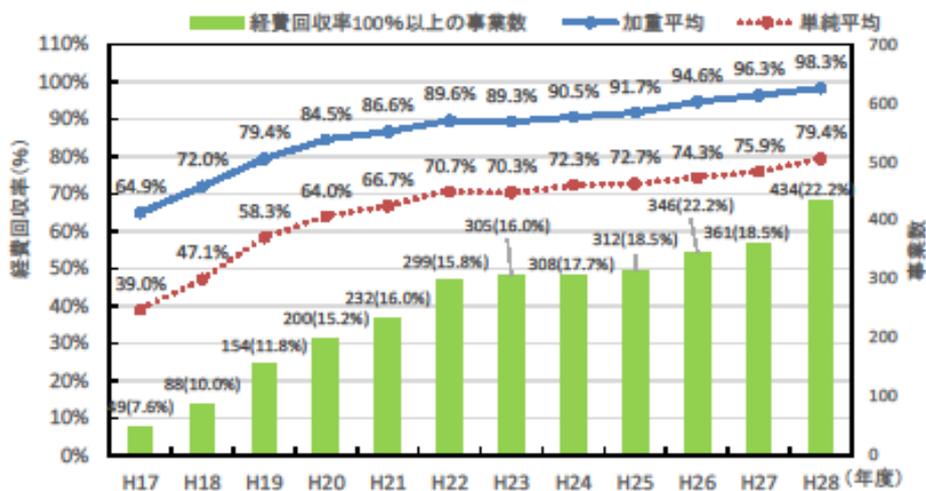
約16万km
(約34%)

処理開始から15年を経過した処理場が7割を超える
(機械・電気設備が更新対象となる処理場)

下水道事業が抱える課題：厳しい経営環境

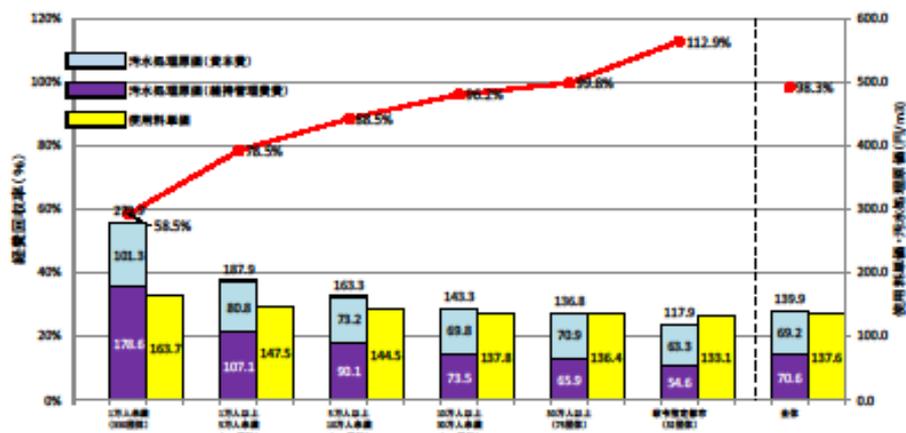
- 下水道事業の経費回収率は、全国ベースでは近年、改善が図られており、加重平均は98.3%(平成28年度)であるが、単純平均は79.4%、100%以上の団体は約430(全国で2割程度)にとどまる。
- 都市規模別に経営状況を見ると、小規模団体ほど供用開始後経過年数が短い傾向にあり、事業の立ち上がり期においては処理区域全体が接続できる状態に至っていないため一般的に汚水処理原価が高く、厳しい経営環境にある。

経費回収率の推移



出典：地方公営企業年鑑(総務省)をもとに作成
 ※公共下水道事業(特理、特公を含む)を対象としている。
 ※平成26年度以降の経費回収率は、補助金等を財源とした償却資産に係る減価償却費等を控除している。
 ※グラフ中、経費回収率100%以上の団体数の()内の数字は、全事業数における割合を示している。

都市規模別の経費回収率



【各区分の平均供用開始後経過年数】

1万人未満	1万人以上 5万人未満	5万人以上 10万人未満	10万人以上 30万人未満	30万人以上	政令指定都市	全国平均
20	22	29	35	45	48	26

出典：平成28年度地方公営企業年鑑(総務省)をもとに作成。
 ※公共下水道事業(特理、特公を含む)を対象。
 ※全国平均は未供用等を含んだ数字であり、各区分の合計値とは異なる。

新下水道ビジョン加速戦略の全体像 (H29.8策定, H30.8第1回フォローアップ)

下水道 加速戦略 フォローアップ 検索

背景

- ・新下水道ビジョン策定(H26.7)から3年が経過、人口減少等に伴う厳しい経営環境、施設の老朽化等は引き続き進行
- ・一方、官民連携や国際展開など、新たな動き

趣旨

- ・新下水道ビジョンの実現加速のため、選択と集中により国が5年程度で実施すべき**8つの重点項目**及び**基本的な施策**をとりまとめ
- ・概ね3年後を目途に見直し、さらなるスパイラルアップを推進

8つの重点項目と施策例

- ◎ : 直ちに着手する新規施策
- : 逐次着手する新規施策
- ◇ : 強化・推進すべき継続施策

各施策の連携と『実践』、『発信』を通じ、産業の活性化、国民生活の安定、向上につなげる**スパイラルアップ**を形成

新たに推進すべき項目

取組を加速すべき項目

※下線は、H30.8第1回フォローアップにて、新たに追加した項目

重点項目Ⅰ 官民連携の推進

- ◇ トップセールス
- ◎ リスク分担や地方公共団体の関与のあり方の整理
- ◎ 上水道等、他のインフラとの連携の促進

重点項目Ⅲ 汚水処理システムの最適化

- ◎ 広域化目標の設定、重点支援
- ◎ 汚水処理リノベーションの推進
- ◎ 広域化等を促進する新たな流総計画制度
- ◇ 複数市町村による維持管理等の一括発注推進

重点項目Ⅴ 水インフラ輸出の促進

- ◎ 日本下水道事業団の国際業務の拡充検討
- ◎ 本邦技術の海外実証、現地基準組入れ
- ◎ 浄化槽等、関連分野のパッケージ案件展開
- ◎ アジア各国と汚水管理の取組

重点項目Ⅱ 下水道の活用による付加価値向上

- ディスポーザーの活用及びオムツの受入れ可能性検討
- ◎ 処理場等の地域バイオマスステーション化
- BISTRO下水道の優良取組等の発信、農業関係者との連携促進

重点項目Ⅳ マネジメントサイクルの確立

- ◎ 維持管理起点のマネジメントサイクルの標準化
- 維持管理情報の分析、点検等の具体的基準等策定
- ◇ PPP/PFI、広域化等を通じたコスト縮減、受益者負担の原則に基づく適切な使用料設定
- 下水道の公共的役割、国の責務等を踏まえた財政支援のあり方の整理

重点項目Ⅵ 防災・減災の推進

- ◎ SNS、防犯カメラ等を活用した浸水情報の収集及び水位周知の仕組みの導入
- まちづくりと連携した効率的な浸水対策
- ◎ 気候変動に伴う外力増加への対応
- ◇ 施設の耐震化・耐津波化の推進
- ◇ 下水道BCP(業務改善計画)の見直し

官民連携、ストックマネジメント、水インフラ輸出等、各施策のさらなる拡大
より生産性の高い産業への転換

新下水道ビジョンの実現加速
国民生活の安定、向上へ

国民理解による各施策の円滑な推進

重点項目Ⅶ 国民への発信

- ◇ 下水道の戦略的広報の実施
- 学校の先生等、キーパーソンを通じた下水道の価値の発信
- ◎ 広報効果の評価と活動のレベルアップ

重点項目Ⅷ ニーズに適合した下水道産業の育成

- 民間企業の事業参画判断に資する情報提供
- 適切なPPP/PFIスキームの提案
- ICT等労働生産性向上に資する技術開発

関連施策の総力による
下水道のスパイラルアップ
下水道産業を活性化

関連市場の
維持・拡大

下水道事業の持続性確保
海外案件の受注拡大 民間投資の誘発

使用料の考え方

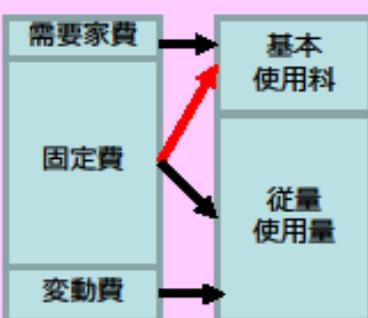
- 下水道事業に適用される「独立採算制」の原則と「雨水公費・汚水私費」の原則を踏まえ、私費負担部分については、適正に下水道使用料で徴収していくことが必要。
- 使用料算定期間は3～5年が適当であり、当該期間の経過後には見直しの必要性等について検討することが必要。
- 使用料の適正化に向けては、人口減少等を踏まえて、基本使用料として賦課する固定費の範囲の見直し等により、事業の安定した収支の均衡を図る観点からの検討が必要。

＜負担区分とその財源の現状＞

私費負担部分	公費負担部分
使用料収入	一般会計繰入金
基準外	基準内

私費対象とされているものは適正に使用料で徴収していく必要がある。

基本使用料として賦課する固定費の範囲については、各地方公共団体の排水需要、下水道事業の実態等を勘案して定めるものとするが、人口減少が見込まれる地域等にあつては、事業の安定した収支の均衡を図る観点から十分に検討する必要がある。



＜使用料算定の流れの例＞

使用料対象経費の算定

- ▶ 財政計画の策定・確認
- ▶ 使用料算定期間の設定 3～5年程度が適当
- ▶ 収支見積に基づく使用料改定の必要性の確認
- ▶ 使用料対象経費の算定
- ▶ 収支過不足の確認

使用料体系の設定

- ▶ 使用料対象経費の分解
- ▶ 使用者群の区分
- ▶ 使用料対象経費の配賦
- ▶ 使用料体系の設定

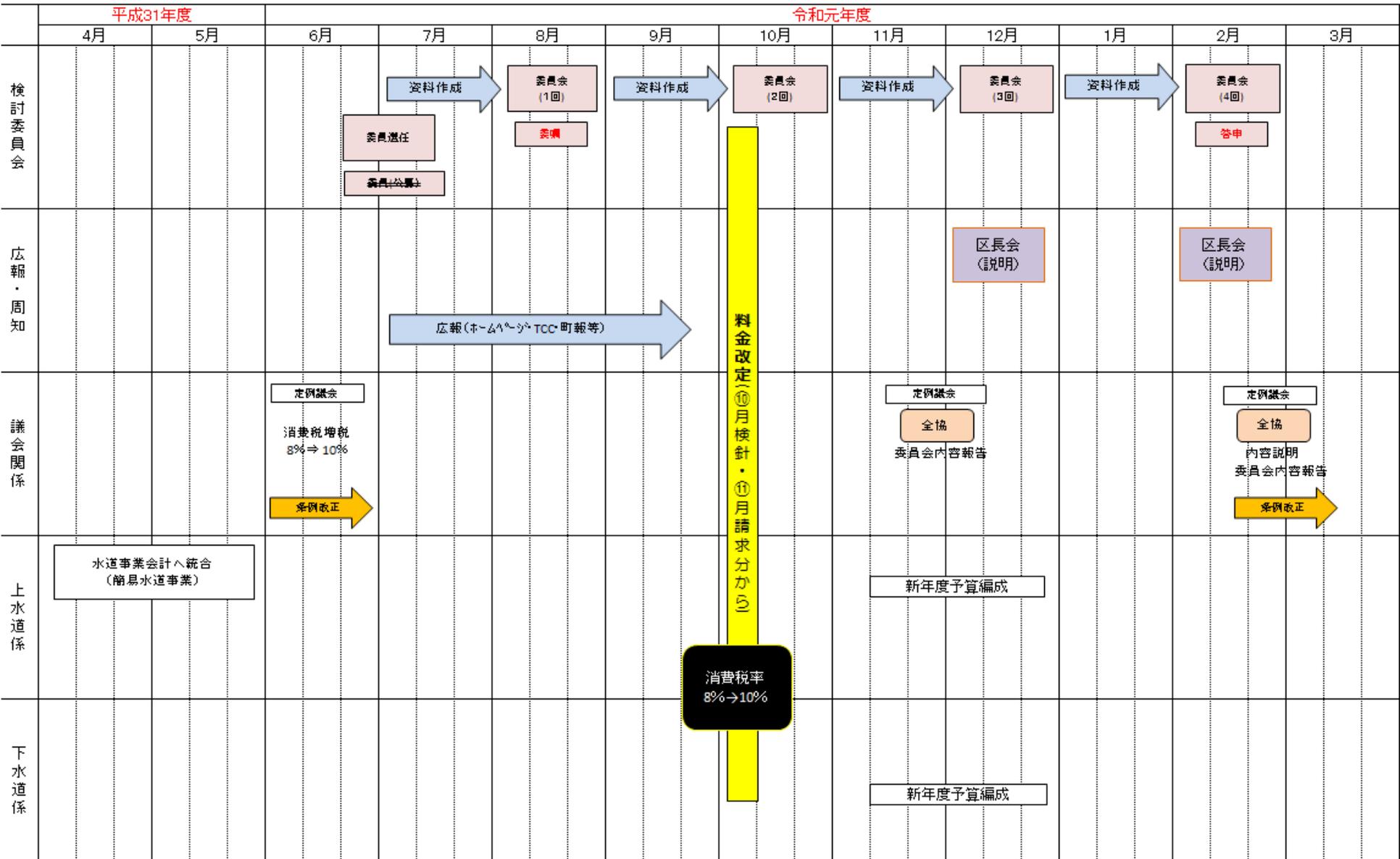
※使用料改定に当たっては「下水道使用料算定の基本的考え方2016年度版」（（公社）日本下水道協会）が参考になる。

地方公営企業における料金の決定等について

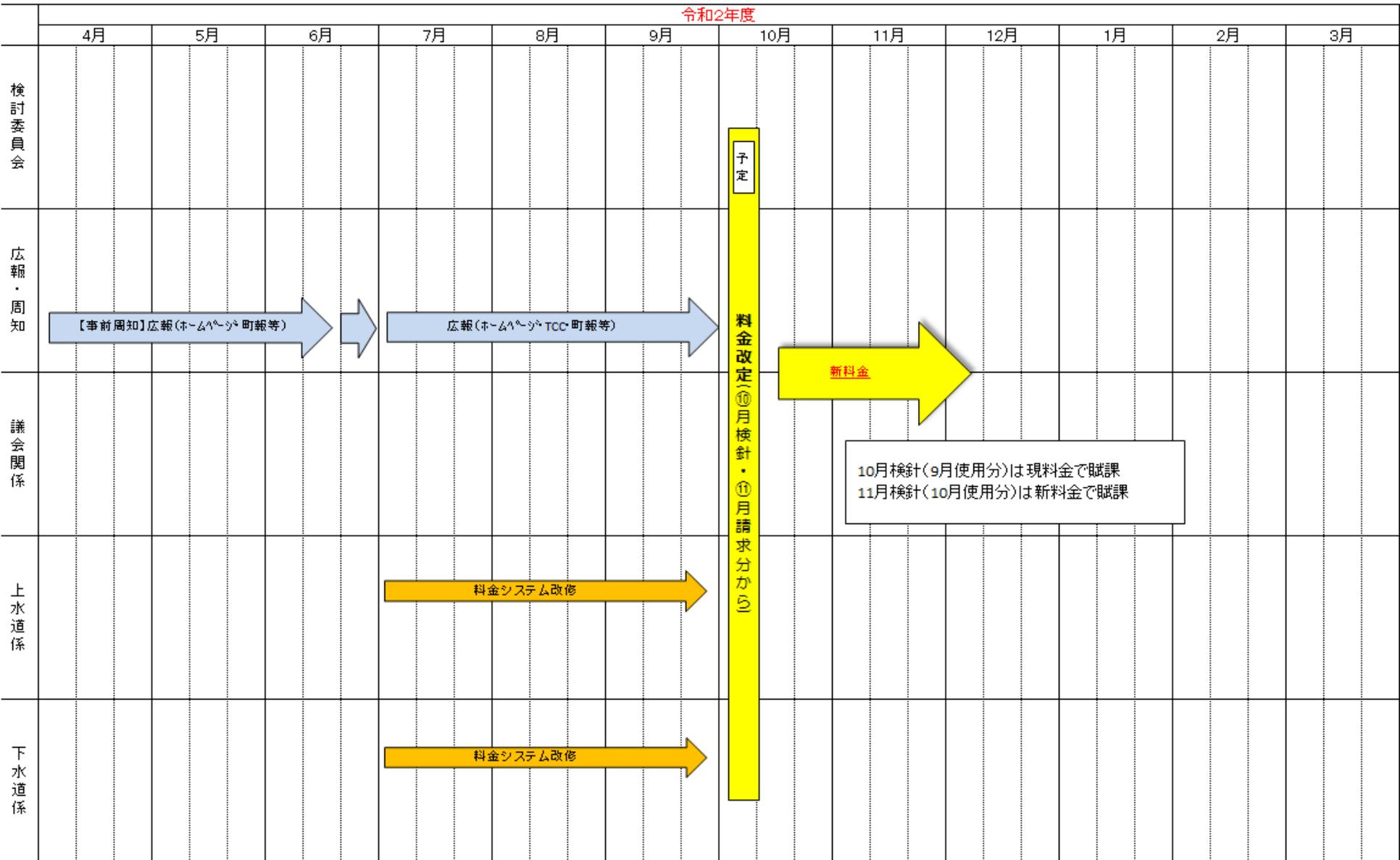
	水道事業	下水道事業	工業用水道	電気事業	ガス事業
根拠法	水道法第14条(供給規程)	下水道法第20条(使用料)	工業用水道事業法第17条(供給規程)	電気事業法第22条(卸供給の供給条件)	ガス事業法第17条(供給約款等)
法令等の規定内容	能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当なものであること	能率的な管理の下における適正な原価をこえないものであること	能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当なものであること	卸供給を運営するに当たって必要であると見込まれる原価に利潤を加えて得た額(卸供給料金算定規則)	能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであること
手続き等	地方公共団体は条例で定め、開始時は厚生労働大臣の認可、変更時は届出	地方議会の議決により地方公共団体の条例で定めることが必要	地方公共団体は条例で定め、経済産業大臣に届出 ※民営は経済産業大臣の認可	電気料金設定には経済産業省の認可が必要 (引き下げは届出)	都市ガス料金設定には経済産業大臣の認可が必要 (引き下げは届出)
その他通知等	水道料金算定要領	下水道使用料算定の基本的考え方	工業用水道料金算定要領 基準料金制(国庫補助金交付事業の料金の取扱い)	卸供給料金算定規則 一般電気事業供給約款料金算定規則	一般ガス事業ガス料金算定要領 一般ガス事業供給約款料金算定規則
原則	総括原価方式	総括原価方式	総括原価方式 ※基準料金制度有り	総括原価方式	総括原価方式
具体的な算入項目	<p>営業費用(人件費、維持管理費、減価償却費等) 資本費用(支払利息、資産維持費等) ※控除項目(諸手数料その他事業運営にともなう関連収入等)を控除</p> <p>※資産維持費 給水サービス水準の維持向上及び施設実体の維持のために、事業内に再投資されるべき額であり、実体資本の維持及び使用者負担の期間的公平等を確保する観点から、総括原価に含める額は次により計算された範囲内とし、その内容は施設の建設、改良、再構築及び企業債の償還等に必要の所要額 ・資産維持費=対象資産×資産維持率(3.0%)</p>	<p>維持管理費(人件費・動力費・薬品費等) 資本費用(減価償却費、支払利息等) ※控除項目(下水道使用料以外の収入等)を控除</p> <p>※資本報酬(資本コスト) 施設の改良、排水施設の整備及び地方債償還金等資本的支出に充当されるべき額であり、原則として自己資本の年5.0%相当額として適正に算定した額</p>	<p>営業費用(人件費・維持管理費・減価償却費等) 営業外費用(支払利息、資産維持費等) ※控除項目(諸手数料その他事業運営に伴う関連収入等)を控除</p> <p>※資産維持費 将来にわたり必要な規模で工業用水道事業を維持するために改良又は再構築等に充当されるべき額</p>	<p>営業費(人件費、減価償却費、事業報酬等) ※控除収益(雑収益及び受取利息等)を控除</p> <p>※事業報酬 自己資本報酬及び他人資本報酬(有利子負債の平均利子負担額、減価償却費と企業債の元金償還額の差異額等)の額の合計額</p>	<p>営業費(人件費、減価償却費等) 営業費以外の費用(営業外費用等) ※控除収益(営業雑益、雑収入等)を控除</p> <p>※事業報酬 一般ガス事業の効率的な実施のために投下された有効かつ適切な事業資産の価値として算出した額に、事業報酬率(自己資本報酬率×0.35+他人資本報酬率×0.65)を乗じて得た額 (地方公共団体は、事業報酬として算定した額に原価算定期間期首固定資産帳簿価額及び原価算定期間期末固定資産予想帳簿価額の平均に対し2%を超えない額を加算できる)</p>
料金抑制	資産維持費の算出にレートベース方式を採用	雨水処理には公費が充てられる	国庫補助事業は、料金基準制により上限を設定(基準料金制)	事業者同士で効率化に向けた競争を促すためのヤードスティック方式採用	事業者同士で効率化に向けた競争を促すためのヤードスティック方式採用
実態的な算定方法	総括原価方式により料金算出(資産維持費の算出は上記レートベースのほかに資金ベースで算出する場合もあり)	事業の進捗状況に応じて適宜総括原価方式により使用料を算出	総括原価方式により料金算出(基準料金制により原価を回収できない料金設定にならざるを得ない状況がある)	総括原価方式により料金算出	総括原価方式により料金算出

上下水道料金等改定スケジュール (案)

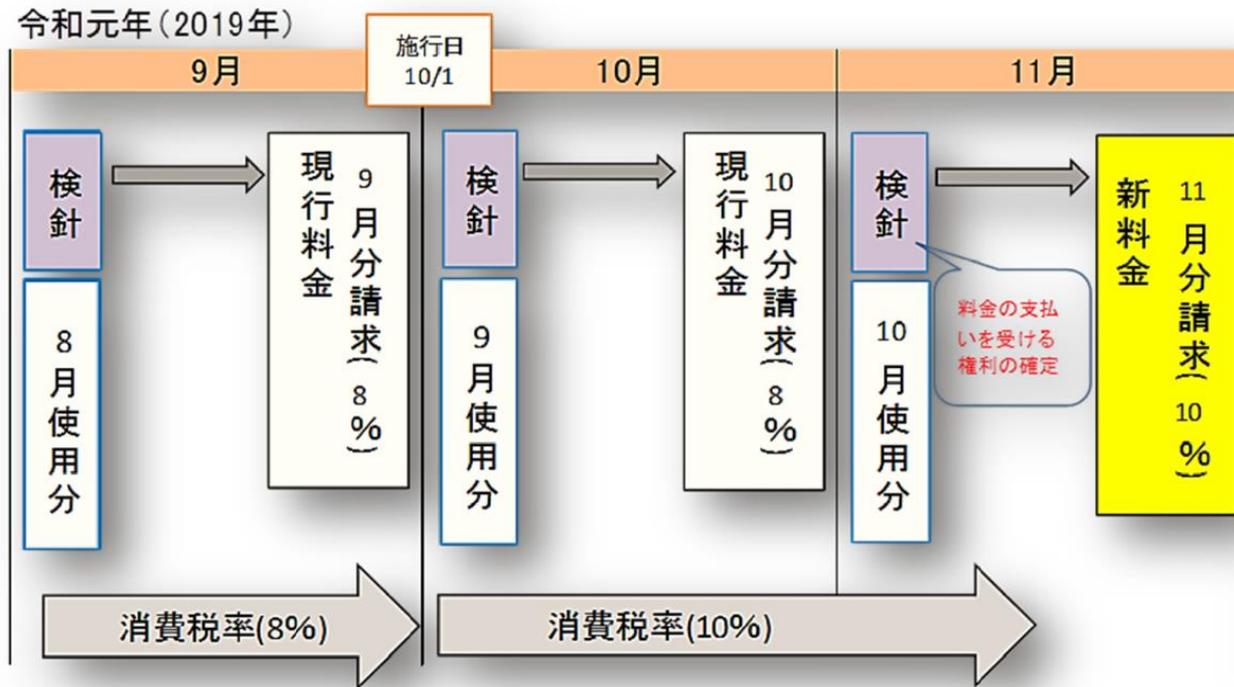
湯梨浜町 上下水道料金等見直し改定スケジュール
 (湯梨浜町上下水道料金検討委員会)



湯梨浜町 上下水道料金等見直し改定スケジュール
 (湯梨浜町上下水道料金検討委員会)



◎水道料金・下水道使用料等は、令和元年(2019年)11月検針分から新税率10%を適用します。



※令和元年(2019年)9月30日以前から継続してご使用の場合、請求額が10月31日までに確定するものには経過措置が設けられているため、11月検針(10月使用分)から新税率10%を加算した料金となります。

湯梨浜町水道料金・下水道使用料(変遷)

湯梨浜町水道料金・下水道使用料(変遷)

【平成16年4月1日～】

合併による料金統一

◇水道料金(消費税率5%)

基本料金(1ヶ月につき)			超過料金	メーター貸付料
口径	水量	料金		
13mm	8㎡まで	809円	1㎡あたり 111円	84円
20mm	20㎡まで	2,205円		189円
25mm	30㎡まで	3,308円		231円
40mm	50㎡まで	5,513円		399円
50mm	75㎡まで	8,269円		1,575円
75mm	150㎡まで	16,538円		2,100円

【平成21年4月1日～】

料金改定(体系見直し)

◇水道料金(消費税率5%)

基本料金(1ヶ月につき)			超過料金
口径	水量	料金	
13mm	8㎡まで	770円	1㎡あたり 100円
20mm	20㎡まで	2,100円	
25mm	30㎡まで	3,120円	
40mm	50㎡まで	5,200円	
50mm	75㎡まで	8,200円	
75mm	150㎡まで	16,000円	

【平成26年4月1日～】

料金改定(消費税率)

◇水道料金(消費税率8%)

基本料金(1ヶ月につき)			超過料金
口径	水量	料金	
13mm	8㎡まで	792円	1㎡あたり 103円
20mm	20㎡まで	2,160円	
25mm	30㎡まで	3,209円	
40mm	50㎡まで	5,348円	
50mm	75㎡まで	8,434円	
75mm	150㎡まで	16,457円	

【令和元年10月1日～】

料金改定(消費税率)

◇水道料金(消費税率10%)

基本料金(1ヶ月につき)			超過料金
口径	水量	料金	
13mm	8㎡まで	806円	1㎡あたり 104円
20mm	20㎡まで	2,200円	
25mm	30㎡まで	3,268円	
40mm	50㎡まで	5,446円	
50mm	75㎡まで	8,589円	
75mm	150㎡まで	16,760円	

旧町村体系のまま

◇公共下水道・農業集落排水施設使用料(消費税率5%)

処理区	基本使用料(1ヶ月につき)			超過使用料
	種別	排除汚水量	使用料	
羽合1・2 田後1・2	一般排水	10㎡まで	1,271円	1㎡あたり 128円
泊	なし			1㎡あたり 134円
東郷	一般排水	10㎡まで	1,470円	11～50㎡まで 182円
				51～250㎡まで 193円
	公衆浴場汚水	なし		250㎡以上 184円
				1㎡あたり 63円

料金改定(体系見直し)

◇公共下水道・農業集落排水施設使用料(消費税率5%)

基本使用料(1ヶ月につき)				超過使用料
種別	排除汚水量	使用料		
一般排水	10㎡まで	1,600円		1㎡あたり 160円
温泉排水	10㎡まで	1,600円		1㎡あたり 160円
公衆浴場汚水	なし			1㎡あたり 63円

料金改定(消費税率)

◇公共下水道・農業集落排水施設使用料(消費税率8%)

基本使用料(1ヶ月につき)				超過使用料
種別	排除汚水量	使用料		
一般排水	10㎡まで	1,645円		1㎡あたり 165円
温泉排水	10㎡まで	1,645円		1㎡あたり 165円
公衆浴場汚水	なし			1㎡あたり 65円

料金改定(消費税率)

◇公共下水道・農業集落排水施設使用料(消費税率10%)

基本使用料(1ヶ月につき)				超過使用料
種別	排除汚水量	使用料		
一般排水	10㎡まで	1,675円		1㎡あたり 167円
温泉排水	10㎡まで	1,675円		1㎡あたり 167円
公衆浴場汚水	なし			1㎡あたり 66円

メーター貸付料

処理区	基本使用料(1ヶ月につき)			金額
	種別	口径	単位	
羽合1・2 田後1・2	温泉水量水器	13mm	1ヶ月/個	221円
		20mm	1ヶ月/個	347円
		40mm	1ヶ月/個	987円
東郷	温泉水量水器	20mm	1ヶ月/個	950円
羽合1・2 田後1・2	井戸水量水器	13mm	1ヶ月/個	84円
		20mm	1ヶ月/個	189円
		25mm	1ヶ月/個	231円

※メーター貸付料廃止(水道・下水道)

※下水道使用料の料金体系(地域間格差)を見直したことから、水道料金を下げ、下水道使用料を上げた。(利用者の負担を軽減するための対応措置)

湯梨浜町水道料金・下水道使用料

(現行)

◇水道料金(消費税率8%)

基本料金(1ヶ月につき)			超過料金
口径	水量	料金	
13mm	8m ³ まで	792円	1m ³ あたり 103円
20mm	20m ³ まで	2,160円	
25mm	30m ³ まで	3,209円	
40mm	50m ³ まで	5,348円	
50mm	75m ³ まで	8,434円	
75mm	150m ³ まで	16,457円	

※料金には消費税が含まれています。

(改定後)

◇水道料金(消費税率10%)

(令和元年10月1日改訂)

基本料金(1ヶ月につき)			超過料金
口径	水量	料金	
13mm	8m ³ まで	806円	1m ³ あたり 104円
20mm	20m ³ まで	2,200円	
25mm	30m ³ まで	3,268円	
40mm	50m ³ まで	5,446円	
50mm	75m ³ まで	8,589円	
75mm	150m ³ まで	16,760円	

※料金には消費税が含まれています。

◇公共下水道・農業集落排水施設使用料(消費税率8%)

基本使用料(1ヶ月につき)			超過使用料
種別	排除汚水量	使用料	
一般排水	10m ³ まで	1,645円	1m ³ あたり 165円
温泉排水	10m ³ まで	1,645円	1m ³ あたり 165円
公衆浴場汚水	なし		1m ³ あたり 65円

※使用料には消費税が含まれています。

◇公共下水道・農業集落排水施設使用料(消費税率10%)

基本使用料(1ヶ月につき)			超過使用料
種別	排除汚水量	使用料	
一般排水	10m ³ まで	1,675円	1m ³ あたり 167円
温泉排水	10m ³ まで	1,675円	1m ³ あたり 167円
公衆浴場汚水	なし		1m ³ あたり 66円

※使用料には消費税が含まれています。

湯梨浜町水道料金・下水道使用料

(令和元年10月1日改訂)

◇水道料金

基本料金(1ヶ月につき)			超過料金
口径	水量	料金	
13mm	8m ³ まで	806円	1m ³ あたり 104円
20mm	20m ³ まで	2,200円	
25mm	30m ³ まで	3,268円	
40mm	50m ³ まで	5,446円	
50mm	75m ³ まで	8,589円	
75mm	150m ³ まで	16,760円	

※料金には消費税が含まれています。

◇公共下水道・農業集落排水施設使用料

基本料金(1ヶ月につき)			超過使用料
種別	排除汚水量	使用料	
一般排水	10m ³ まで	1,675円	1m ³ あたり 167円
温泉排水	10m ³ まで	1,675円	1m ³ あたり 167円
公衆浴場汚水	なし		1m ³ あたり 66円

※使用料には消費税が含まれています。

湯梨浜町水道加入金・手数料

(令和元年10月1日改訂)

◇水道加入金(1件あたり)

口径	加入金
13mm	33,000円
20mm	77,000円
25mm	110,000円
40mm	198,000円
50mm	330,000円
75mm	660,000円

※加入金には消費税が含まれています。

◇手数料(1件あたり)

種別	区分	手数料
開栓手数料	25mm以下	2,515円
	25mmを超える	10,057円
閉栓手数料	25mm以下	1,047円
	25mmを超える	4,191円
設計審査手数料	25mm以下	1,000円
	25mmを超える	1,500円
工事検査手数料	25mm以下	2,000円
	25mmを超える	3,000円
指定給水装置工事事業者手数料		10,000円

※開・閉栓手数料には消費税が含まれています。